

第 9 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成30年3月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成30年3月12日（月曜日）

午前9時58分開議

午後0時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第45号 平成30年度熊本県一般会計予算

議案第48号 平成30年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第56号 平成30年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第60号 平成30年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第66号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県議会議員及び熊本県知

事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第103号 包括外部監査契約の締結について

議案第104号 権利の放棄について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県防災消防ヘリコプター新「ひばり」の運用開始について

②川辺川ダム問題について

③阿蘇くまもと空港の創造的復興について

④熊本県情報化施策推進方針の改定について

平成29年度総務常任委員会における取り組みの成果について

出席委員（8人）

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 西 聖 一

委員 小 杉 直

委員 岩 中 伸 司

委員 池 田 和 貴

委員 河 津 修 司

委員 中 村 亮 彦

委員 松 野 明 美

欠席委員（なし）

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂 本 浩
 政策審議監
 兼くまモングループ課長 磯 田 淳
 危機管理監 白 石 伸 一
 政策調整監 府 高 隆
 秘書グループ課長 横 尾 徹 也
 広報グループ課長 倉 光 麻理子
 危機管理防災課長 宮 本 正

総務部

部 長 池 田 敬 之
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 大 村 裕 司
 政策審議監 本 田 充 郎
 総務私学局長 古 森 美津代
 首席審議員兼人事課長 平 井 宏 英
 首席審議員兼財政課長 竹 内 信 義
 県政情報文書課長 村 上 徹
 総務事務センター長 坂 本 弘 一
 財産経営課長 満 原 裕 治
 私学振興課長 塘 岡 弘 幸
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 間 宮 将 大
 消防保安課長 門 崎 博 幸
 税務課長 井 芹 護 利

企画振興部

部 長 山 川 清 徳
 政策審議監 本 田 圭
 地域・文化振興局長 斉 藤 浩 幸
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵
 企画課長 沼 川 敦 彦
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 重 見 忠 宏
 文化企画・
 世界遺産推進課長 手 島 伸 介
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治
 交通政策課長 内 田 清 之

情報企画課長 島 田 政 次
 統計調査課長 山 田 裕 二

出納局

会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政
 会計課長 無 田 英 昭
 管理調達課長 石 川 修

人事委員会事務局

局 長 田 中 信 行
 総務課長 井 上 知 行
 公務員課長 西 尾 浩 明

監査委員事務局

首席審議員兼監査監 小 原 信
 監査監 手 嶋 章 人
 監査監 田 原 英 介

議会事務局

局 長 吉 田 勝 也
 次長兼総務課長 中 島 昭 則
 議事課長 中 村 誠 希
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文
 政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。
 ただいまから、第9回総務常任委員会を開
 会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出
 がありましたので、これを認めることとしま
 した。

次に、本委員会に付託された議案等を議題
 とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括
 して質疑を受けたいと思います。

説明を行われる際は、効率よく進めるため
 に、最初に一度立っていただいた後、説明は
 着座のまま、簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願い
 いたします。

池田総務部長。

○池田総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成30年度当初予算につきましては、蒲島県政3期目の折り返しの年といたしまして、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づいた核心を突く施策の展開によりまして、新たな熊本の創造に向けた明確な道筋をつくる予算としております。

このため、創造的復興に向けた重点10項目を初めといたしました、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化につながる取り組みに重点化をいたしまして、さまざまな行政課題に対して、より実効性の高い施策を展開できるよう編成してございます。

この結果、一般会計当初予算につきましては、今年度と比べ519億円の減、率にして5.9%減となるものの、今年度に引き続き、地震前の規模を大きく上回る8,338億円を計上しております。そのうち、地震関係予算は1,226億円と、約15%を占めてございます。

なお、昨年5月に、安定した財政運営のもとで、地震からの復旧、復興に取り組めるよう、平成30年度から35年度までの中期的な財政収支の試算を公表しておりますが、来年度当初予算では、このときの見込みよりも規模が縮小をしております。

一方で、税収は見込みよりふえるなどの動きも見られるということもございまして、こういった動きを踏まえ、今後、平成29年度決算等が固まるのに合わせまして、この試算の修正を行い、9月に公表できるよう取り組んでまいります。

予算関係は以上でございますが、このほか、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例などの各種条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につ

きましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例案件等につきましては関係課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の当初予算の概要等について説明をお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

A4横サイズの総務常任委員会説明資料で御説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算の概要でございますが、まず、1、予算編成の基本的な考え方をごらんください。

冒頭、総務部長のほうから御説明いたしましたとおり、地震からの復旧、復興を加速し、新たな熊本の創造に向け、明確な道筋をつくる予算とすることを目指しております。将来世代にわたる県民総幸福量の最大化につながる実効性の高い施策を展開する予算として編成しているところでございます。

次に、2、当初予算の特色です。3点ございます。

1点目の熊本地震からの復旧、復興の加速化では、これまでの流れを取り戻し、さらなる発展に向けた取り組みを進めることが重要との認識のもとで、地震関係予算として、総額1,226億円を計上しております。

続いて、2点目の熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げる4つの創造に向けた取り組みの推進でございます。

戦略に掲げました4つの創造の実現に向け、明確な道筋をつくること、また、平成31年度までに熊本の将来の発展に向けた創造的復興を最大限実現するため、今年度当初予算に引き続きまして、地震前の規模を大きく上回る、総額8,338億円を計上しているところでございます。

2ページのほうをごらんください。

上段、まず左側の円グラフでございますが、平成30年度当初予算の熊本地震関連予算を区分ごと、それから財源ごとに整理したものでございます。

財源内訳で、③のその他が全体の51%を占めておりますが、その主なものを枠囲みの中に記載しております。

(2)に復興基金繰入金を記載しておりますが、こちらにつきましては、後ほど3ページで改めて御説明させていただきます。

その右側の枠囲みの中の円グラフをごらんください。

こちらは、これまでの地震関係予算の累計となります。平成30年度までの累計額は、グラフ記載のとおり8,474億円で、実負担額の見込み、枠の下の方に記載しておりますが、こちらに記載しておりますとおり、県の実負担額は428億円で、全体の約5%ということを見込んでおります。

もう1点、2ページの左下の棒グラフをごらんいただきますでしょうか。

こちらが、これまでの地震関係予算の予算総額に占める割合を記載しております。30年度当初におきましては、全体の14.7%ということになります。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

これまでの熊本地震復興基金の執行状況について御説明いたします。

平成29年度につきましては、創意工夫事業分といたしまして、市町村への100億円の枠配分、それから、宅地復旧、住まい関係事業などに、中ほどですが、207億円を執行しております。28年度の分と合わせますと、212億円の執行になる見込みでございます。

先ほど2ページのところで御説明いたしました30年度の185億円、こちらが、上の枠囲みの中に記載しておりますが、こちらを加えますと、30年度末には基金総額523億円の4

分の3を超えます397億円の執行を見込んでいるところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

当初予算特色の3点目、主要財政指標等ということになりますが、(1)に記載しておりますとおり、今回の当初予算におきましても、通常県債残高を増加させない編成としております。

次に、(2)の財政調整用4基金でございますが、地震からの復旧・復興財源として一部を活用しておりますが、80億円台は確保しているところでございます。

下の表は、これまでの財政調整用4基金残高の推移をまとめております。

続いて、Ⅲ、当初予算の規模をお願いいたします。

一般会計当初予算規模は8,338億円、前年度に比べまして519億円の減となります。これは、熊本地震関係事業が、災害復旧事業等を中心に503億円減少していることが主な要因となっております。

右側の図は、これまでの当初予算の推移でございます。

1枚お開きいただきまして、5ページをお願いいたします。

このページと下の6ページにつきましては、一般会計のほか、特別会計と企業会計の内訳を記載しております。これらにつきましては、所管の委員会でそれぞれ御審議いただくこととしております。

7ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳になります。

1の県税、それから2の地方消費税清算金でございますが、県内企業収益の改善や全国的な消費拡大などから、前年度と比べて、それぞれ2.2%と5.5%の増加を見込んでいるところでございます。

8ページのほうに参りまして、9の国庫支出金、14の諸収入でございますが、こちら

は、地震関係事業の事業縮小によりまして、前年度と比べて減少しております。

一方、12の繰入金、こちらは復興基金からの繰入金の増により増加を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳です。

1の一般行政経費は、資料記載のとおり5,349億円余で、前年度と比べまして9.0%の減となります。増減理由の主なものは、説明欄記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

2の投資的経費でございますが、こちらは、熊本地震に係る災害復旧事業費の減によりまして、前年度から5.6%の減となっております。

それから、4の繰出金、こちらにつきましては、県が国保の財政運営主体となることに伴いまして、県が設置する特別会計に繰り出して対応するということによりまして、大幅に増加しているところでございます。

最後に、11ページをお願いいたします。

地方債の概要です。

当初予算におきます県債の発行限度額などを一覧にまとめております。

以上が当初予算の概要となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○平井人事課長 人事課でございます。

人事課からは、各課の説明に先立ちまして、今回お願いしております職員給与費につきまして、人事課の例で一括して説明を申し上げます。

資料の22ページをお願いいたします。

上段の一般管理費の右側の説明欄、(1)①職員給与費という欄をごらんください。

平成30年度における人事課の職員給与費と

しまして、3億6,000万円余を計上しております。これは、平成30年1月1日現在の人事課の職員の給与費から積算をしたものでございます。

なお、他の所属の職員給与費におきましては、人事課の本件と同様でございますので、各課からの職員給与費の説明は省略させていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○府高政策調整監 知事公室付でございます。

説明資料の13ページの下欄をごらんいただきたいと思っております。

計画調査費として1,719万円余を計上しております。右の欄の説明欄をごらんください。

内訳といたしまして、庁議の運営費等、県政の総合調整に要する経費である政策調整費として119万円余、また、知事のトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題の必要な調査等に要する経費として1,600万円を計上しております。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○横尾秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の14ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、右側の説明欄をごらんください。

庁費といたしまして2,957万円余を計上しております。これは、知事、副知事の活動費など、秘書グループの運営経費及び熊本地震犠牲者追悼式に係る経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○倉光広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

広報費として2億2,500万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

まず、1の広報事業費の2億1,500万円余は、通常分としまして、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する経費及び首都圏を初めとした県外に向けて熊本をPRするための経費を計上しております。

また、地震対応分としまして、地震からの復旧、復興につなげる広報経費として2,000万円を新たに計上しております。

次に、2の広聴事業費の50万円余は、県民の皆さんの県政に関する意見や提言を県政に反映させていく広聴活動に要する経費でございます。

また、3の広報諸費の910万円余は、県庁の総合案内業務及び広報グループの運営などに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○磯田政策審議監 くまモングループでございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

上段、計画調査費として5,429万円余を計上しております。右側の説明欄をお願いいたします。

(1)くまモン使用許可等管理事業2,642万円余は、平成26年度から利用許諾事務局を設置しております、くまモンイラストの利用許諾等の管理業務を実施するための経費でございます。

(2)くまモン活用熊本PR事業2,787万円余は、昨日、一昨日行ってまいりましたくまモン誕生祭など、くまモンを活用した県内でのプロモーション及びSNSによる情報発信に要する経費でございます。

続きまして、下段、商業総務費として3億5,513万円を計上しております。右側の説明欄をお願いいたします。

(1)くまもとプロモーション推進事業5,778万円余は、首都圏、関西地域等におけるくまモンを活用したくまもとプロモーションの推進に要する経費でございます。

(2)くまモン隊管理運営事業1億6,691万円余は、くまモン隊の管理運営に要する経費でございます。

(3)くまモンスクエア管理運営事業707万円余は、くまモンスクエアの指定管理委託等に要する経費でございます。

17ページをお願いいたします。

(4)市町村派遣職員人件費負担金513万円余は、市町村からの派遣職員に係る人件費負担金でございます。

(5)くまモン共有空間拡大推進事業2,068万円余は、くまモン共有空間拡大ラボ、通称くまラボの運営に要する経費でございます。来年度も参加者を公募し、民間企業や大学などの知見や活力を取り入れた、くまモンの共有空間を広げる新たな取り組みについて検討することを予定しております。

(6)くまモン海外プロモーション推進事業4,216万円余は、海外に向けたくまモンの世界的なプロモーションに要する経費でございます。これまでも行ってまいりましたフランスのパリで開催されるジャパンエキスポでのPRなどに加え、新たに国内外に向け、くまモンの動画をインターネットで配信する事業を予定しております。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

18ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費は、4,200万円余を計上いたしております。説明欄をごらんください。

2の危機管理対策費は、大規模テロを想定した国との国民保護共同訓練、図上訓練の実

施など、危機管理体制強化のための経費でございます。

次に、2段目の防災総務費は、7億9,600万円余を計上いたしております。

説明欄2の防災対策費の(1)防災対策事業は、防災会議、それから県の総合防災訓練、これの実施経費でございます。

(2)の地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う人材の育成、それから自主防災組織間の連携強化に要する経費。

それから(3)防災・震度情報システム管理費は、防災情報ネットワークシステムなど、各種防災システムの維持管理に要する経費。

それから(4)九州広域防災拠点強化整備事業は、大規模災害時におきましての県内の防災拠点の調査に要する経費でございます。

(5)につきましては、市町村からの派遣職員の人件費負担金でございます。

19ページをお願いいたします。

右側説明欄(6)の災害対策体制強化事業は、災害対応を行う職員の備蓄食料をふやします備蓄食料購入費、それから災害時に使用する電話、インターネットの設備整備に要する経費でございます。

(7)の熊本地震デジタルアーカイブ事業は、熊本地震の教訓を残すための資料収集それから保存、地震の語り部等による記録映像の作成に要する経費を予定しております。

(8)の熊本地震検証事業は、地震検証報告書の情報発信に要する経費でございます。なお、今年度取り組んでおります検証につきましては、今月末までには各議員にお届けをいたしたいと考えております。

(9)の市町村等防災体制強化事業は、防災計画のタイムライン化、それから市町村のBCP、業務継続計画でございますが、加えて受援計画の策定支援に要する経費を予定しております。

(10)熊本地震に係る都道府県派遣職員人件費負担金は、他県からの応援職員の人件費で

ございます。

(11)熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業は、震災ミュージアムの拠点機能の具体化、それから断層等の震災遺構保存方法の検討に要する経費を予定しております。

(12)防災センター整備事業は、熊本地震を踏まえまして整備する防災センターの設計に要する経費でございます。詳細につきましては、後ほど御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

3、無線管理費は、防災行政無線の維持管理に要する経費及び全国の通信衛星を管理するネットワークの負担金でございます。

4の防災情報システム整備事業費は、熊本地震を踏まえまして、国、市町村、それから関係機関との災害時の効率的な情報を収集、共有体制を図るため、共有システムの整備に要する経費を予定しております。

次に、債務負担行為の設定につきまして、下段に記載をいたしております。

30年度及び31年度に防災センターの設計を実施するため、31年度分について債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、大変申しわけございませんが、資料変わりました、A3判の資料をお手元にお出しをいただきたいと思っております。

熊本地震の課題や他県の先進事例を踏まえた防災センターの整備についてというA3判の資料でございます。

先ほど設計予算について御説明いたしましたけれども、防災センターの課題や整備方針について、ここで説明をさせていただきたいと思っております。

上段(1)は、防災センターの課題と対応方針についてでございます。

左側の欄に、課題4点を記載してございます。高層階配置と大きな揺れによる障害発生、それから全国からの応援機関の受援機能の不足に伴いまして、熊本地震の災害対応に支障を来しました。

その対応方針を右の欄に、①の耐震基準の1.5倍の耐震性能の確保、②低層階への配置、③応援機関を受け入れる活動調整室等の確保、④24時間体制の災害対応を可能とするための備蓄倉庫等の確保、以上4点を整理してございます。

これらを踏まえまして、防災センターに必要な機能と面積につきまして、中段の(2)にお示しをしております。

まず、一番左の欄ですが、大規模災害の対応に必要な機能を、①から④、災害対策本部機能、受援機能、後方支援機能、研修機能の4つに大別をしております。

これらにつきまして、2列目でございますが、地震の際に使用した面積が、庁内外合わせて合計で3,300平米活用してございます。

3列目の必要な面積ですが、熊本地震の際の災害対応職員の人数、それから国の庁舎等の算定に当たりましての面積基準をもとに試算をしたところで、合計で6,600平米となっております。

このうち、平常時には、後ほど説明いたします県央広域本部庁舎の会議室等で活用する部分が、4列目の合計3,600平方メートルでございます。

また、面積拡充を要する主なものを御説明いたしますと、①の災害対策本部機能関係では、右側のほうに記載しておりますが、災害対策本部室、それから情報連絡室、②では、備蓄倉庫、それから新設を要する主なものは、①の行の記者室、これは報道機関関係室でございます。それから②の受援機能を担う各室、それから④の研修室でございます。

右側の写真は、他県の先進県の例を引用したものでございます。

以上を踏まえまして整備方針を、下段の(3)に記載してございます。

①の現庁舎への移設では、(2)の先ほどの必要な面積、それから耐震性能の確保が困難なことから、県庁敷地内に別棟を整備して、

必要な機能を確保することといたしております。

②、その整備に当たりましては、県央広域本部庁舎との合築により施設を有効活用し、面積、事業費の縮減を図りますとともに、交付税措置率の高い起債を最大限活用することで、県負担の最小化を図ることとしております。

危機管理防災課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課のほうから、ただいまありました防災センターに係りまして、県央広域本部の集約化について御説明申し上げます。

お手元のカラーのA3判の資料でございますが、これを御用意お願いいたします。

まず、県央広域本部庁舎の集約についてでございます。資料の左側の部分でございます。

県央広域本部は、これまで、東町の熊本土木事務所に土木部、南千反畑町の熊本総合庁舎に税務部と農林部、県庁舎内に総務部と振興部というように、3つの庁舎に分かれて配置されておりました。

この3庁舎が熊本地震で被災しましたが、県庁舎の被災は軽微であったものの、熊本土木事務所は大破、熊本総合庁舎は中破と大きく被災いたし、あわせましてこの2庁舎は、いずれも築45年以上を経過し、老朽化が進んでおりますため、両庁舎を復旧して長く使用することは困難である、建てかえが必要と判断いたしました。この現状を踏まえまして、今後どのように復旧を進めていくかを検討してきました。

県では、県有財産の老朽化などの課題に対応しながら、財産の有効活用を図っていくため、3つの観点からの取り組みを進めております。

土地、建物を含め、財産を適正な規模に見

直していこうとする総量の最適化、余剰スペースの活用や維持管理業務の集約といった財産の効率的活用、さらには、使用する施設については、できる限り良好な状態で長く使用していこうとする長寿命化の3つでございます。

今回の復旧に当たりましては、これら3つの観点のほか、さらに、県民サービスの利便性や組織面、コスト面での効率性などの観点を含めまして検討しました結果、2庁舎を一つにまとめることが最も望ましいと考え、その上で現地や県庁敷地内といった県有地での建てかえを検討してまいりました。

なお、面積規模は、両庁舎を合わせました7,396平米、事業費につきましては、その面積をもとに約50億円と想定して検討いたしております。

資料の右側をお願いいたします。

次に、県央広域本部庁舎と防災センターとの合築を最も有効と判断いたしました点につきまして御説明いたします。

なお、本資料では、事業費を100億円規模と想定いたしておりますが、建物規模を含めまして、今後設計を実施していく中で精査してまいります。

先ほど御説明したとおり、県央広域本部庁舎の面積規模としましては7,396平米、事業費は約50億円を見込んでおります。一方で、防災センターにつきましては、県庁敷地内に別棟で整備する方向であり、面積規模を6,600平米と見込んでおります。

このため、県央広域本部庁舎と防災センターを別々に整備するとした場合、面積規模は合わせて1万3,996平米、事業費は約127億円が必要となります。

これを、別々ではなく、県庁敷地内で合築して整備することで、施設を共有化することができ、面積規模、事業費の縮減を図ることが可能となります。

例えば、平常時には、県央広域本部の研修

室、会議室として利用するスペースを、大規模災害時には、県の災害対策本部会議室や自衛隊、消防などの活用調整事業室として利用するなどにより、面積規模にして3,996平米の縮減が図られ、事業費にして約27億円縮減させることができます。

このような合築による規模のメリットとあわせまして、最下段に、検討しました敷地内での合築の取り組み効果を上げております。

県の耐災性の確保や強化、施設を集約することによる組織体制の一元化、維持管理等運営コストの最小化といった効果が期待されます。

また、資料には、事業試算の比較表を掲載しております。

現地に別々に再建する場合と比較しまして、合築する場合には、面積規模で3,996平米、総事業費で約27億円の縮減、実質負担につきましては、約44億円の縮減効果が見込まれます。

このようなことから、県としましては、県央広域本部庁舎と防災センターを県庁敷地内に合築して整備することが最も有効であると判断いたしました。

平成30年度から事業に着手し、2年設計、3年工事で、平成34年度中の完成を目指しております。

なお、繰り返しになりますが、建物の規模などにつきましては、今後の設計の中で精査してまいります。

30年度当初予算に設計費を計上しておりますが、しっかりと本事業に取り組み、県民サービスの確保、向上に努めてまいります。

財産経営課からは以上でございます。

○平井人事課長 人事課でございます。

A4横の資料にお戻りいただきたいと思っております。22ページをお願いいたします。

上段の一般管理費でございますけれども、11億1,200万円余を計上しております。内訳

は、右の説明欄をごらんください。

(1)の②災害派遣手当につきまして、知事部局分でございますが、これにつきましては、熊本地震による他都道府県からの自治法派遣職員へ支給する災害派遣手当として、1億5,600万円余を人事課で一括計上しているものでございます。

(2)の時間外勤務手当等の5億9,500万円余につきましては、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。昨年に続きまして、熊本地震による仕事量の増も想定したものとしております。

次に、下段の人事管理費でございますけれども、36億3,500万円余を計上しております。説明欄をお願いいたします。

2の人事管理費でございますが、人事課運営経費、外部監査制度運営経費等で7,100万円余を計上しております。

3、退職手当といたしまして、知事部局職員の退職手当所要額を35億2,800万円余計上しております。

続きまして、4の職員研修費でございますが、研修に要する経費3,400万円余を計上しております。

本年度と前年度と比較いたしますと、4億9,000万円余の増額になっておりますが、これは、知事部局の退職者数の増加が見込まれることによる退職手当の増額が主な理由でございます。

人事課は以上でございます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

23ページをお願いいたします。

まず1段目、一般管理費のうち、説明欄2をごらんください。

庁費8,700万円余は、知事部局の職員の赴任旅費等です。また、地震分といたしまして、他県からの派遣職員の赴任・帰任旅費を

計上しております。

次に、2段目、財政管理費でございますが、説明欄1の財政管理費2,800万円余は、課の運営に要する事務費でございます。

2から6、こちらにつきましては、財政課が所管します基金へ運用利息を積み立てるものです。

次に、3段目元金から24ページの2段目にかけて、県債の元金や利子の償還並びに県債発行に要する手数料等の年間所要額を計上しております。

それから、24ページ最下段でございますが、予備費につきまして、例年どおり2億円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

ここからは、公債管理特別会計ということになります。この特別会計は、市場公募債などの県債につきまして、その発行と償還の経理を一般会計と区別するために設けているものでございます。

まず、最上段の元金ですが、説明欄1と2につきましては、借換債などの元金償還に要する経費でございます。

また、3は、満期に一括で償還する必要がある全国型市場公募債の返還に備えて財源を積み立てておくものでございます。

次に、2段目の利子の欄をごらんください。

ここは、説明欄記載の県債に係る償還利子になります。

最下段、こちらの公債諸費でございますが、県債発行に要する手数料や金融機関向けの本県の県債などに係る情報提供のための経費を計上しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

こちらにつきましては、全国36団体で共同発行しております市場公募債の発行に際しまして、参加自治体が連帯して債務を負うため

のものでございます。

財政課は以上です。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課で
ございます。

27ページをお願いいたします。

まず、2段目の文書費でございます。
7,340万円余を計上しております。説明欄を
お願いします。

当課が所管しております文書管理、情報公
開、公益法人制度の推進、行政不服審査会の
運営等の事務費でございます。

次に、3段目の諸費でございます。460万
円余を計上しております。

これは、説明欄のほうにありますように、
東京周辺の大学に通学する本県出身大学生が
利用しております有斐学舎に対する助成に要
する経費でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

大学費でございます。11億400万円余を計
上しております。

通常分といたしまして、熊本県立大学の業
務の財源に充てるための運営費交付金と県立
大学の実績評価等を行います評価委員会の運
営に要する経費でございます。

また、地震対応分といたしまして、県立大
学が被災した学生に対して行っております授
業料の減免に要する経費を支援することとし
ております。

県政情報文書課は以上でございます。御審
議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本総務事務センター長 総務事務センタ
ーでございます。

資料の29ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説
明欄の2の庁費をお願いいたします。

共済組合事業費3,400万円余は、地方公務
員等共済組合法に基づく共済組合への負担金

などでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、
全体で5億2,460万円余をお願いしておりま
す。右側の説明欄をお願いいたします。

1の人事管理費のうち、(1)総務事務セン
ター運営費は、庶務事務の集中処理に係る嘱
託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務シ
ステム等運用費は、システムの保守管理、機
器リースなどに要する経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福
利厚生全般に係る経費でございます。 (1)
の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や
人間ドックなどに要する経費、(2)の職員住
宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経
費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の
支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費ござい
ますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給
に要する経費として2,580万円余をお願いし
ております。

総務事務センターは以上でございます。よ
ろしくお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課ございま
す。

説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、財産管理費でございます。19億
3,600万円余を計上しております。内容につ
きましては、右の説明欄をお願いいたしま
す。

まず、1の財産管理費としまして3億
2,800万円余を計上いたしております。

通常分のうち(1)の財産管理費は、庁舎等
の県有施設の火災共済に係る共済掛金等ご
ざいます。

(2)の市町村交付金は、職員住宅、貸付財
産等が所在する市町村に支払う固定資産税に
かわる交付金でございます。

地震対応分の派遣職員宿舍借上費は、熊本

地震に係る他の都道府県から派遣される職員の受け入れに伴う宿舍の借り上げ等に要する経費でございます。

次に、2の財産管理処分費700万円余は、普通財産の売却のための不動産鑑定料や境界測量等の委託費、除草などの維持管理に要する経費でございます。

次に、3の庁舎等管理費15億100万円余のうち(1)(2)は、庁舎の維持管理に係る基本的な経費でございます。

(3)の県庁舎等LED導入事業2,800万円余は、水銀を使用しない社会の実現に取り組む本県が、率先行動の一つとして行う県有施設へのLED照明の導入に要する経費でございます。来年度は、芦北地域振興局等への導入を予定しております。

(4)の電話管理費・自動車管理費は、県庁舎の電話設備の賃借料、公用車の管理などに要する経費でございます。

資料31ページをお願いいたします。

庁舎等管理費の続きでございます。(5)(6)は、いずれも出先機関の庁舎管理に係るものでございますが、(5)の地域振興局等庁舎管理費は、庁舎の光熱水費や清掃費で、(6)は、庁舎等の施設や空調設備の改修等に要する経費でございます。

次に、4の財産利活用推進費でございます。

(1)県有財産利活用推進事業ですが、県有財産につきましては、経営戦略的視点で管理を行う、いわゆるファシリティーマネジメントに取り組んでおりまして、計上しております500万円余につきましては、取り組みを進める経費でございます。

(2)のFM推進県有施設集約化事業の9,400万円余は、球磨総合庁舎への保健所庁舎機能移転工事、天草総合庁舎への保健所庁舎機能移転などの設計委託に要する経費でございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費でござい

ます。12億8,500万円余を計上しておりますが、熊本地震により被災しました総合庁舎等の復旧工事に要する経費でございます。

これに、先ほど説明いたしました県央広域本部庁舎関係の予算2,500万円余を計上しております。その主な内容は、上益城総合庁舎の恒久復旧工事、熊本土木事務所の解体工事費などでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、県庁舎災害復旧事業です。これは、熊本地震により被害を受けました行政棟本館の耐震機能を復旧させる工事でございます。

真ん中の県央広域本部新庁舎整備事業は、先ほどの予算のところで説明いたしました県央広域本部庁舎の設計に係る分でございます。

最後の上益城総合庁舎等災害復旧事業は、上益城総合庁舎の耐震性能の復旧と御船保健所の集約に係る事業についての債務負担の設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料のページをめくっていただきまして、33ページをお願いいたします。

下段の私学振興費ですが、126億7,700万円余を計上しています。右の説明欄をごらんください。主なものを説明いたします。

中ほど、4の私学振興助成費です。

(1)私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件の維持向上等のために、私立幼稚園・中学・高校に経常的経費の助成を行うものです。

(2)私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、全額国庫により就学支援金を支給するもので

す。

(3)奨学のための給付金事業は、低所得者の授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を給付するものです。

(4)私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れて特別支援教育を行う私立幼稚園等に対して助成を行うものです。

(5)私立幼稚園子育て支援事業は、預かり保育など子育て支援活動を実施する私立幼稚園に対して補助を行うものです。

次の34ページをお願いいたします。

(6)私立幼稚園教諭人材確保支援事業は、新規事業です。私立幼稚園が、教員確保のために、県が定める基準以上の給与改善を実施した場合、基準以上の部分の2分の1を助成するものです。

(7)熊本時習館構想関連事業は、私立高校生等の夢を応援するための環境整備や、海外大学進学や海外高校留学を総合的に支援する海外チャレンジ塾等の実施に係る経費です。

(8)私立学校施設安全ストック形成促進事業は、私立学校施設の耐震診断、耐震補強・改築工事や非構造部材の耐震工事等に要する経費に対し、私立学校に助成を行うものです。2月補正におきまして1億4,000万円余の減額を承認いただきましたが、そのほとんどが熊本地震の影響による工事の先送り分でございます。今回、平成30年度当初予算で計上させていただきました。なお、新規分は3,800万円余となります。

(9)認定こども園施設整備事業は、幼児教育の環境整備の充実を図るため、認定こども園等における施設整備や防犯対策に要する経費に助成を行うもので、全額国庫で賄われます。

地震対応分の(10)被災生徒授業料等減免補助事業は、熊本地震で被災し、修学が困難となった生徒の授業料等の減免を行う私立学校に対し、当該減免相当額の助成を行うものです。

(11)被災幼児就園支援事業ですが、こちらは、熊本地震で被災し、就園支援が必要となった私立幼稚園児に対し、市町村が幼稚園就園奨励事業を実施した場合に要する経費について助成するもので、全額国庫で賄われます。

最後に、教育施設災害復旧費ですが、6,200万円余を計上しております。右の説明欄、下段をごらんください。

私立学校施設災害復旧事業です。これは、熊本地震により被災した私立学校が、施設の復旧を行う場合に要する経費につきまして、私立学校へ助成を行うものですが、災害復旧工事の着手時期が平成30年度にずれ込んだ分につきまして、平成30年度予算に計上し直したものでございます。

なお、本年度末で約92%の学校の工事が完了する見込みでありまして、教育施設の復旧という面では大分進んだと考えております。

以上、私学振興課は、総額127億4,000万円余、前年度比で13億9,400万円余の減を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

1段目、地域振興局費として1億1,000万円余を計上しております。

内訳は、説明欄にございますとおり、広域本部、地域振興局の管理運営費と広域本部・地域振興局政策調整事業でございます。

次に、4段目の自治振興費について、163億円余を計上しております。説明欄で主なものを御説明させていただきます。

まず、通常分でございます。

(1)自治振興支援費として1億5,000万円余をお願いしております。これは、市町村に対する支援助言に要する経費と、それから県からの権限移譲事務に関する市町村に対する交

付金でございます。

(2)の市町村自治宝くじ交付金9億8,000万円につきましては、市町村振興宝くじ収益金を熊本県市町村振興協会へ交付するものでございます。

(3)住民基本台帳ネットワークシステム推進事業1億700万円余につきましては、システムの維持、運営に必要な負担金、それから保守管理等に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。

地震対応分でございます。

(9)平成28年熊本地震復興基金交付金として150億円を計上しております。

(10)熊本地震被災市町村支援事業1,200万円余につきましては、被災市町村の復旧、復興に向けた人材確保等の支援に要する経費でございます。

次の段から37ページにかけては、選挙関係の予算でございます。選挙管理委員会の運営に要する経費や政治資金関係事務費、政党助成関係の委託費をお願いしております。

おめくりいただきまして、37ページをお願いいたします。

2段目の県議会議員選挙費でございますが、これは、平成31年4月に任期満了を迎えます県議会議員選挙の執行経費のうち、平成30年度中に準備が必要な経費として1億7,000万円余を計上してございます。

その下からは、市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

上段の市町村振興資金貸付金につきましては、2億円余を計上しております。これは、市町村等が行います公共施設整備事業等に対する貸付金と、それに伴う事務費でございます。

次に、下段の一般会計繰出金1億2,000万円につきましては、広域本部・地域振興局政策調整事業等の財源といたしまして、一般会計に繰り出しを行うものでございます。

以上によりまして、最終行に記載のとおり

り、一般会計、特別会計合わせて188億800万円余をお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料、次の38ページをお願いいたします。

上段の防災総務費に3億7,800万円余を計上しております。

主なものといたしましては、右側説明欄の2、防災対策費で、防災消防ヘリの運航管理と航空センターの維持管理等に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費を1億7,200万円余計上しております。

主なものといたしましては、説明欄2、消防費の(4)消防体制強化推進事業でございます。これは、広域化や連携協力に向けた消防体制の強化及び消防団の充実強化に要する経費でございます。組みかえ新規事業として重点化を図るものでございます。

説明欄4、消防学校費につきましては、消防学校の管理運営、維持補修、各消防本部からの派遣職員に係る人件費の負担金等でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

上段、火薬ガス等取締費を4,600万円余計上しております。これは、火薬類、高圧ガス、電気取り締まり等の許認可、検査、免状交付など、産業保安に関する事務経費等になります。

最下段、総務施設災害復旧費でございますが、3億3,100万円余を計上しております。これは、消防学校の屋内訓練場及び救急棟の改築等に要する経費でございます。

消防学校施設につきましては、既に解体工事も進んでおりまして、今年、平成30年内の完成に向け、整備に当たる土木部と連携を密

にしまして取り組んでまいります。

消防保安課は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井芹税務課長 税務課でございます。

40ページをお願いいたします。

上段の税務総務費で29億2,300万円余を計上しております。説明欄をごらんください。

主なものとして、3の納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者への事務取扱交付金など3億9,000万円余、6の県税事務オンラインシステム維持管理費は、税制改正に伴うシステム改修など、県税システムの運用、改善に要する経費3億9,400万円余、7のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、本県への寄附金を基金に積み立てるための3億9,300万円余でございます。

下段の賦課徴収費には、39億700万円余を計上しております。

説明欄1の賦課徴収費のうち、地震対応分の家屋評価業務の一部外部委託に要する経費として、新規に1,300万円余を計上しております。これは、熊本地震からの復興に伴い、新築家屋の建築が進んでいることから、家屋の評価業務を円滑に進めるため、業務の一部を外部委託するものです。

説明欄2の公金取扱費は、個人県民税を賦課徴収する市町村に対する徴収取扱費など26億3,600万円、3の県税過誤納還付金は、法人事業税などに係る過誤納還付金として9億6,800万円を計上しております。

次に、資料の41ページをお願いいたします。

上段のゴルフ場利用税交付金から、最下段の所得割交付金につきましては、市町村への交付金並びに他の都道府県への精算金でございます。

これらは、県に納付されたそれぞれの税収をもとに、地方税法等に規定する計算方法で算定した額を、市町村に交付並びに他の都道

府県と精算を行うものです。

最下段の所得割交付金15億9,300万円余は、県費負担教職員の給与負担等の事務移譲に伴い、その財源として熊本市に交付するものです。

前年度より100億円ほど減額しておりますのは、財源のうち個人住民税所得割の税率の2%相当分が、29年度税制改正により税率改正される形で手当てされたため、その分を除いて計上したためでございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沼川企画課長 企画課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

上段の諸費3億2,200万円余は、説明欄にありますとおり、東京事務所関係の経費でございます。

続きまして、下段の計画調査費では、1億7,200万円余をお願いしております。右側の説明欄をお願いします。

1の開発促進費2,400万円余は、全国知事会等への負担金でございます。

次の2の企画推進費1億2,700万円余につきましては、まず通常費ですけれども、(1)の「熊本版」官民協働海外留学支援事業、これに1,300万円余でございますが、熊本での就職を希望する大学生等に対する海外留学奨学金の支給等に要する経費でございます。

(2)ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業につきましては、新規事業でございます。熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げております、学卒者の県内就職を後押しする奨学金返還等に係る給付制度の創設、周知に係る事務経費になります。

これにつきましては、下の44ページに掲載しておりますので、若干説明をさせていただきます。

44ページの左上、現状、課題に記載のとおり、県内の人手不足が深刻化する一方で、進

学や就職を機に多くの若者が県外に流出し、特に、中小企業を中心に、新卒人材の確保が厳しい状況でございます。

このため、右側の目的に書いてありますとおり、若者の県内就職と定着を促し、県内企業等の中核を担う人材を確保するために、制度を創設したいと考えております。

ページの中段から事業概要を載せております。

左側の図のとおり、県内企業等が採用した学卒者等に対しまして、その企業等と県とが2分の1ずつを負担して奨学金の返還等を支援するというのが基本的なスキームでございます。

右隣の図をごらんください。

大学生の場合、3年時に今回の制度にエントリーしていただき、就職活動の開始段階から、地元企業の優位性を働きかけるようにしたいと考えています。加えて、制度に参加する企業にも登録いただき、県のホームページ等を通じエントリーした若者への情報発信等を行うことによりまして、県内企業と若者のマッチングの機会の創出を図っていくことを考えております。

対象者ですが、左下に記載のとおり、県内外の大学や大学院新卒者に加えまして、おおむね35歳以下の社会人経験者等も対象とすることを考えております。

右側に、支援対象金額を3種類説明しておりますが、いずれも、この範囲内で、各企業の実情に応じ設定していただくことを想定しています。

①の高度人材枠は、大学院あるいは医学部等の6年制大学以上の人材を対象としております。金額は、大学から6年間に利用した奨学金の一般的な借り受け額の全額まで。それから②の中小企業人材枠につきましては、中小企業のみが利用可能という形にしまして、4年制大学以上の人材を対象としております。金額は、大学4年間で利用した奨学金の

一般的な借り受け額の全額までとしております。

これらの給付金は、定着を促すために、就職した年次から10年間にわたって分割して支給することを考えております。

③の奨学金非利用者枠につきましては、奨学金を利用していない若者を対象として、20万円を上限とした就職時の赴任旅費、赴任費用に加え、定着を促すために、おおむね5年後に、30万円を上限として研修等費用を助成することを考えております。

人数としては、①②③合わせてトータルで220人程度を想定しています。

このような内容を基本としまして、最下段の今後の予定等ですけれども、経済界等の意見を踏まえまして、制度運用等の詳細を調整した上で、30年度から大学3年生等のエントリー受け付けを始められるように準備を進めてまいります。

このため、30年度にエントリーした大学3年生等への実質の支援開始は、就職後の平成32年度からになります。それまでの間に、大学4年生あるいは社会人等でニーズが高ければ、前倒しの支援等も考えてまいりたいと思っております。その際には、また改めて御相談をさせていただきます。

なお、冒頭申し上げましたように、30年度当初予算では、制度の創設、周知に要する事務経費をお願いしております。

ただ、32年度以降、仮にこの想定220人の利用があったとしますと、平成32年度就職者に対しまして支援の総額、10年ないしは5年間、トータルで約2億円程度の支援を行うことになると考えております。

それでは、43ページのほうにお戻りください。

2の企画推進費の地震対応分になります。

(3)ふるさと投資応援事業につきましては、ふるさと投資の周知、普及に係るセミナー等の開催、それから被災中小企業者への事

業計画作成支援等に要する経費でございます。

(4)の次世代ベンチャー創出支援事業は、産学官のコンソーシアムによる負担金及び創業初期ベンチャーの支援に要する経費でございます。

(5)熊本地震企画推進費につきましては、熊本地震関係の国への要望活動や情報収集に要する経費でございます。

45ページをお開きください。

(6)くまもと版DMO推進事業、これにつきましては、観光地域づくりを広域的に担う株式会社くまもとDMCの取り組みに対する助成になります。

最後の3、世界チャレンジ支援基金積立金につきましては、これは若手の芸術家あるいは学生の留学等を支援する基金の積み立てです。2,000万余を計上しておりますが、このうち1,200万円余は民間からの寄附を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料46ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、8億1,000万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

まず、1の開発促進費2億5,000万円余の主な事業について御説明いたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域において、環境負荷を低減しながら、地域経済の発展、産業基盤の強化を図る取り組みへの支援に要する経費でございます。

次に、2の企画推進費5億1,000万円余の主な事業でございますが、まず通常分について御説明いたします。

(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、住

民等による自主的な地域づくり及び複数市町村等が連携した取り組みに対する助成で、うち6,000万円は地震対応分でございます。

(2)阿蘇草原再生事業は、草原再生の支え手拡大及び野焼き放棄地の野焼き再開支援等、阿蘇草原再生の取り組みに要する経費でございます。

(3)スポーツによる地域活性化事業につきましては、ロアッソ熊本等のプロスポーツチームを核とした復興活動及び地域づくりに対する支援に要する経費で、うち200万円余は地震対応分でございます。

続いて、地震対応分ですが、立野地区地域再生等支援事業は、南阿蘇村立野地区コミュニティ再生等に要する経費でございます。

次に、3の特定地域振興対策費200万円余は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費でございます。

4の土地利用対策費4,100万円余は、地価調査、土地取引の届け出審査等に要する経費となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、15億1,200万円余を計上しております。内容につきましては、右の説明欄をお願いいたします。

1の文化企画推進費として2億5,900万円余を計上しております。

主なものといたしましては、(1)の世界文化遺産登録推進事業は、本年7月の登録が期待されます天草市の崎津集落を含む長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産と、登録を目指しております阿蘇の世界文化遺産の登録推進に要する経費や、既に登録されました万田坑、三角西港の維持、保全などに要する経費でございます。

(2)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、熊本の手仕事、伝統工芸、伝統食、そういったものの魅力を曆と結びつけて後世に継承する取り組みに要する経費でございます。

(3)の熊本県文化協会補助は、熊本県文化協会に対する助成でございます。

(4)のくまもと文化魅力発信事業は、加藤、細川を初めといたします歴史、文化の魅力や国際スポーツ大会等に向けた文化プログラムの推進に要する経費でございます。

(5)の博物館関係資料活用・学習支援事業は、博物館ネットワークセンターの企画展示や各種講座、自然観察会などの実施に要する経費でございます。

(6)の博物館ネットワーク推進事業は、博物館ネットワーク構想に基づく活動や県市連携協定に基づく熊本市立博物館へのサテライト展示制作に要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費について、12億5,200万円余を計上しております。

主なものといたしましては、(1)の県立劇場施設整備費は、保全計画に基づき、平成29年度から施工しております演劇ホール舞台つり物機構改修工事や新たに施工いたします両ホールの舞台照明改修工事等に要する経費でございます。

(2)の県立劇場管理運営事業は、県立劇場の指定管理業務委託及び地震対応分といたしまして、心の復興を支援するアートキャラバンくまもとに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の48ページをお願いいたします。

計画調査費で9億9,400万円余を計上しております。右の説明欄をお願いいたします。

まず、1の川辺川総合対策費の(1)川辺川ダム総合対策事業は、川辺川ダム問題の諸課

題に対応する経費です。

(2)の五木村振興交付金交付事業は、ふるさと五木村づくり計画などを実施する村に対して助成するものでありまして、5億400万円余を計上しております。

(3)の五木村振興道路整備(受託)事業は、村道整備を県が受託して施行するもので、6,600万円余を計上しております。

(4)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、球磨川流域市町村が取り組みます防災・減災ソフト対策に対して助成するもので、2億1,500万円余を計上しております。

2の五木村振興基金積立金は、運用利息のみ、3の球磨川水系防災減災基金積立金は、元金2億円と運用利息をそれぞれ計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の49ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、15億6,100万円余をお願い申し上げます。右側の説明欄をごらんください。

1の交通整備促進費の通常分でございますが、(1)の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、地元の通勤通学等を支えております肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、沿線市町や鹿児島県と連携して行います鉄道基盤の整備、維持に対する補助や肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金といたしまして、2億3,700万円余を計上いたしております。

(2)の地域交通企画調整事業につきましては、地域住民の方々の生活交通の維持、活性化のため、地方バスや航路等への支援、御所浦航路への定期船利用者の移動負担軽減に要する経費、また、阿蘇くまもと空港における空港ライナーを運営する協議会への負担金と

いたしまして、5億900万円余を計上させていただきます。

(3)広域交通網形成促進事業につきましては、島原、天草、長島の3県架橋に係ります長崎、鹿児島両県との共同で行います調査等に要します経費といたしまして、1,000万円余を計上させていただきます。

また、地震対応分としましては、益城町等被災地域における地方バス路線等、公共交通維持のための支援に要する経費といたしまして、8,700万円余を計上いたしております。

次に、2の空港整備促進費の通常分でございますが、(1)の阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、国際航空路線の新規就航、増便等に向けた取り組みを行います阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金や、来年度国が予定をしております阿蘇くまもと空港の10番スポット工事に係ります直轄事業負担金といたしまして、5億200万円余を計上いたしております。

(2)の地域航空推進事業につきましては、天草地域の活力維持向上に重要な役割を担っております天草エアラインの安全かつ安定した運航のため、地元市町と連携して行います機材整備に要する経費に対する補助や天草空港利用促進協議会への負担金といたしまして、1億7,400万円余を計上いたしております。

また、地震対応分といたしましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向けたコンセッション方式の導入に当たり、来年度行われます運営権者選定に際して、県の意向が応募者の提案に的確に反映されるために必要な課題整理や空港アクセス改善に係る需要予測、事業採算性などの調査検討に要する経費といたしまして、3,900万円余を計上いたしております。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、地震対応分といたしまして、南阿蘇鉄道の災害復旧を行います南阿蘇鉄道株式会社に

対する県補助金として、3億2,500万円をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

上段の人事管理費でございますが、6億2,700万円余をお願いしております。主な内訳は、右側の説明欄をごらんください。

(1)の電子計算管理運営事業につきましては、ホストコンピューターシステムの管理運営に要する経費でございます。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業につきましては、リース満了に伴うパソコン調達や、全職員が利用しておりますメールやスケジュール管理を行いますグループウェアシステムの運用管理に要する経費でございます。平成30年度は、運用開始から7年目を迎えますこのグループウェアシステムのハードウェアの更新を予定しております。

(3)の電子県庁構築事業につきましては、各種情報システムの管理運営に要する経費でございます。

(4)の電子自治体推進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県と市町村が共同で運用しております電子申請受付システム及び汎用型地理情報システムの運営に関する経費でございます。

次に、下段の計画調査費でございますが、10億1,800万円余をお願いしております。

主な内訳は、右側の説明欄のとおり、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきましては、熊本県総合行政ネットワークの管理運営及び県庁と各出先機関をつなぎます通信回線の借り上げに要する経費でございます。平成30年度は、県庁、振興局、出先機関等、約70カ所に設置しております100台を超えます通信装置につきまして、運用開始

から9年目を迎えることから、その更新費用6億5,000万余を計上しております。

(2)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステム運用に要する経費でございます。

また、地震対応分として計上しておりますくまもとフリーWi-Fi整備事業は、災害が起こった際に緊急情報を収集できるよう、無料公衆無線LAN、くまもとフリーWi-Fiを設置する民間施設への助成に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の51ページをお願いいたします。

中段の委託統計費ですが、2億4,800万円余をお願いしております。これは、国の各省から委託を受けて実施しております統計調査に係る経費でございます。

内訳は右の説明欄のとおりで、毎年度実施する経常分の調査と5年に1度実施する周期分調査に係る経費を計上しております。

次に、下段の単県統計費でございますが、100万円余をお願いしております。これは、県が行う統計調査や統計資料の作成等に係る経費でございます。内訳は説明欄のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○無田会計課長 会計課でございます。

資料は、めくっていただきまして、53ページをお願いいたします。

まず、上段の一般会計でございますが、2段目の会計管理費につきまして1億9,400万円余を計上しております。

前年度と比較いたしまして5,400万円余の

増額となっておりますが、これは、右側の説明欄(2)総合財務会計システム管理費につきまして、来年5月に予定されております元号の改正に伴いますシステム改修費、これが増大したことなどが主な要因でございます。

次に、3段目の利子につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

これは、説明欄に記載のとおり、県費の支払いに係ります歳計現金が不足した際に行います一時借入金の利子でございます。

次に、下段の収入証紙特別会計でございますが、一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。

これは、特別会計で管理しております収入証紙の売り払い収入につきまして、説明欄に記載のとおり、手数料等の収入実績に応じて各所属へ配分するために、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川管理調達課長 管理調達課です。

説明資料の54ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、4,100万円余を計上しております。右の説明欄をお願いいたします。

(1)の管理調達事務費1,800万円余につきましては、物品の調達及び管理等に要する課の運営費でございます。

(2)の電子入札システム管理運営事業費2,300万円余は、県と市町村で共同運用をしております電子入札システムの運営に要する経費でございます。

資料をおめくりいただきまして、55ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

各所属が行います業務委託のうち、全庁的に共通するものにつきましては、ここで一括して計上させていただいております。

上段の県有施設等管理業務でございます

が、これは、家畜保健衛生所など3カ所の庁舎警備委託分でございます。

次に、中段の情報処理関連業務は、県税システムなど15件のシステム運用管理分、最後に、下段の事務機器等賃借につきましては、職員用のパソコンなど74件の事務機器等のリース分でございます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

まず、上段の委員会費630万円余につきましては、人事委員会の委員報酬及び運営に要する経費でございます。

次に、下段の事務局費につきましては、1億6,060万円余をお願いしております。

説明欄の2、運営費2,670万円余につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費、公平審査事務並びに給与制度等の調査研究に要する経費のほか、「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を獲得するために実施する採用広報活動等に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小原監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。

説明資料の58ページをお願いします。

上段の委員費2,000万円余につきましては、監査委員4人の報酬及び旅費など、委員監査に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、右の説明欄にあります運営費850万円余につきましては、事務局職員の旅費など、監査に要する経費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

委員会説明資料59ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億4,500万円余を計上しております。

これは、議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等の経費でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、5億6,700万円余を計上しております。

これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会棟別館その他内部改修工事の工事費等でございます。

議会事務局、合計で15億1,200万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○平井人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例関係をお願いいたします。A4縦の総務常任委員会説明資料(条例等関係)の1ページをお開きください。

第66号議案、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。2ページで御説明をさせていただきたいと思っております。

条例改正の趣旨でございますが、国際的な規模のスポーツ競技会、女子ハンドボール世界選手権大会とラグビーワールドカップでございますけれども、その事務を分掌させるため、部を設置する必要があるというものでございます。

改正内容といたしましては、国際スポーツ大会推進部を新設するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日からの施行となりますが、その設置期間につきましては、大会が実施される平成31年度までを想定したものでございます。

続きまして、67号議案、ページは3ページ

になります。説明資料のほうは4ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の趣旨のところをごらんください。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例におきまして、市町村が処理することとした施行日の一部を改正するものでございます。

2の改正内容をごらんください。

氷川町に農地法の事務の一部を移譲する規定の施行日を、平成30年4月1日から平成30年12月1日に改めるものでございます。

これは、去る12月議会で改正をお願いしたものでございますが、事務移譲の準備に万端を期したいということで、期日の変更をお願いするものでございます。

施行期日は、公布の日からの施行となります。

続きまして、68号議案、5ページからでございますが、説明のほうは7ページをお願いいたします。

熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますけれども、地方公務員法の一部改正に伴い、降給に関する規定を整備するものでございます。

主な改正内容のまず(1)でございますが、降給の種類についてでございます。

降給には、①②の降格と降号の2種がございます。まず、降格につきましては、職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することがございます。

職員の給料は、級と号給の2つで定められております。例えば3級の10号給でありますとか、4級の15号給でありますとか、そういう規定になりますが、この級を変えるものが

降格でございます。

②の降号でございますが、こちらは、職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること、3級の10号給を3級の6号給に下げる、そういったような取り扱いでございます。

(2)でございますが、その事由について記しております。

①降格につきましては、3つの要件を掲しております。少し長く書いておりますが、要点を申し上げますと、アは、職員の勤務実績がよくないと認められる場合、イの場合は、心身の故障のために勤務に支障を来す場合、ウの場合は、職務を遂行することについて、中ほどでございますが、適格性を欠くと認められる場合、この3つが要件として挙げられております。

②で、降号につきましては、勤務実績がよくない場合ということで、事由を記しております。

(3)降給の手続でございます。

①心身の故障のため降格する場合におきましては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならないと規定しております。

②でございます。職員の意に反する降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行うということを手続として定めております。

施行期日は、平成30年4月1日としております。

続きまして、69号議案でございますが、8ページからでございます。説明のほうは9ページをお願いいたします。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例の改正の趣旨でございます。

今年度の人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、また、国や他県との均衡等を踏まえまして、公安職給料表の等級別基準

職務表の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、公安職給料表の適用を受ける職員、すなわち警察官でございますけれども、その課長級及び課長補佐級の職員の格付の級を改めるものでございます。

まず(1)で、警察本部の課長級職員につきましては、現在、6級、7級及び8級に格付されておりますが、これを7級、8級に改めるものでございます。

(2)は、警察本部の課長補佐級職員の格付でございますが、現在の4級、5級、6級及び7級から、5級、6級及び7級に改めるものでございます。

施行期日は、平成30年の4月1日とさせていただきます。

続きまして、70号議案でございますが、10ページからになります。説明のほうは11ページをお願いいたします。

熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1の改正趣旨でございますけれども、11月議会で一般職の退職手当の支給水準を引き下げておりますけれども、こういったものを踏まえまして、知事等の退職手当の支給率を引き下げるものでございます。

(2)の主な改正内容でございますが、まず退職金の計算方法について、表の下に米印で書かせていただいております。退職手当額は、退職時の給料月額に在職月数を乗じ、また、それに支給率を乗じるというものでございます。この支給率について今回改正を行うもので、表をごらんください。

知事につきましては、改正前が100分の59、これを改正後に100分の58に引き下げます。副知事につきましては、100分の42を100分の41に引き下げるものでございます。

これによりまして、退職手当額は、知事で約60万円、副知事で約47万円の減額となる見

込みでございます。

3番、施行期日でございますけれども、公布の日のからの施行とさせていただきます。

人事課は以上でございます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料12ページから、71号議案、熊本県手数料条例の一部改正でございますが、説明は、ページ飛びまして18ページをお願いいたします。18ページの概要にて説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、それから道路交通法施行令の一部改正等に伴いまして、手数料の規定を整備するものでございます。

いずれの政令におきましても、政令で定める金額の手数料を標準として条例を定めなければならないというふうにされております。

次に、2の主な改正内容をごらんください。

まず(1)が、新たに手数料を設けるもので、9項目ございます。

内訳は、建築基準法の一部改正に伴うものが1項目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うものが2項目、介護保険法の一部改正に伴うものが3項目、土壤汚染対策法の一部改正に伴うものが3項目でございます。

いずれも、法改正に伴いまして新たに発生する事務手続に関し、手数料を新設するものでございます。

次に、中段(2)、こちらが手数料を改定するもので、124項目ございます。

いずれも、地方公共団体の手数料の標準に関する政令あるいは道路交通法施行令の一部改正に伴うものでございます。国が定める手数料の標準額の改定に沿って手数料を改定するものとしております。

次に、(3)手数料を廃止するもの、こちらが2項目ございます。内容は、資料記載のとおりでございます。

次に、19ページの上(4)でございますが、こちらは自動車保管場所証明電子化システムというのが運用開始されます。これに伴いまして規定を整備するものです。

このほか、(5)記載のとおり、法改正に伴う文言整理等その他規定の整理を行っております。

次に、3、その他でございますが、もとななる法令改正の時期に合わせるなど、所要の経過措置を定めることとしております。

これに伴いまして、4の施行期日記載のとおり、施行期日、原則平成30年4月1日としておりますが、一部のものにつきまして、5月1日あるいは7月2日などとしております。

財政課は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

議案第72号、熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は21ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨でございますが、今回の改正は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

改正内容につきましては、地方独立行政法人法の一部改正により、条例で引用しております規定について、項ずれが生じておりますので、これを改正するものでございます。

施行日につきましては、地方独立行政法人法の一部改正の施行日と合わせ、平成30年4月1日としております。

県政情報文書課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

条例等関係議案説明資料22ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定でございます。内容につきましては、24ページの概要にて御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、熊本県財産条例に定めます使用料の額等は、熊本県道路占用料徴収条例に定めます占用料の額等を引用しております。

今般、熊本県道路占用料徴収条例の改正に伴いまして、熊本県財産条例の使用料の額等を改正する必要があるため、提案させていただくものでございます。

改正の内容でございますが、行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合は、使用料を徴収することといたしてありまして、その額を熊本県道路占用料徴収条例に定める占用料の額等に改定するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日からとしております。

財産経営課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第74号議案の熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料26ページで御説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨でございますが、今般、公職選挙法が一部改正をされまして、県議会議員の選挙におきまして、選挙運動用ビラの頒布が可能となりました。条例で定めることによりまして、この選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することが可能となることから、今回条例改正を提案するものでござい

す。

具体的には、主な改正内容の参考に記載がございますとおり、法律で定められた頒布可能枚数1万6,000枚につきまして、県知事選挙と同額の単価7.51円を上限に、公費で負担をするものでございます。

施行期日については、平成31年3月1日とし、施行日以後告示される選挙について適用をすることとしております。次回の統一地方選挙から適用となる予定でございます。

次に、資料の27ページ、第75号議案、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料29ページで御説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、県内市町村及び県の事務につきまして、住民の利便の増進、それから行政事務の効率化のため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用できる事務の追加を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず(1)については、市町村農業委員会の農地の利用意向調査事務を利用事務として追加をして、知事が住基ネットを通じて本人確認情報を提供するものでございます。

次に、(2)につきましては、県が行う2つの事務について、本人確認情報を住基ネットで利用するため、条例に追加するものでございます。

施行期日については、平成30年4月1日としております。

以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

第76号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。31ページの条例案の概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨は、自動車保有関係手

続のワンストップサービスの導入に伴う改正でございます。

このワンストップサービスとは、自動車の検査、登録、車庫証明、税の申告、納付など、登録関係の一連の手続がオンラインを使っているサービスです。

2の主な改正内容ですが、本県では、このワンストップサービスを本年7月に導入する予定としておりますが、自動車取得税及び自動車税の収納方法について、新たに電子納付による方法を追加するものでございます。

施行期日は、サービスの運用開始日である平成30年7月2日でございます。

続きまして、あけていただきまして、資料の32ページ、第77号議案、熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。33ページの条例案の概要をごらんください。

1の条例改正の趣旨は、地方税法等の一部改正に伴う改正でございます。

これまで、地方税の脱税等を調査するための犯則調査手続につきましては、国税犯則取締法の規定を準用することとされておりましたが、平成29年度税制改正におきまして国税犯則取締法が廃止され、その内容が国税通則法に編入され、また、地方税に関しましては、地方税法の中に犯則調査手続に関する規定が新たに設けられる改正が行われました。

この犯則調査手続の対象税目として、従来の軽油引取税などとともに、法定外目的税であって条例で指定するものが新たに加えられたことから、2の主な改正内容ですが、本件の法定外目的税である産業廃棄物税について、(1)は、現行犯事件の臨検、捜索または差し押さえが、(2)は、臨検、捜索または差し押さえ等の夜間執行ができることを規定するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

税務課は以上でございます。よろしく願

いたします。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料の34ページ、第103号議案の包括外部監査契約の締結についてお願いいたします。説明は35ページをごらんください。

契約の内容でございますけれども、地方自治法に実施が義務づけられている包括外部監査として、監査の実施及び報告等を行うものでございます。

契約の期間は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までとしております。

契約金額は、1,307万3,000円を上限といたしております。

契約の相手方は、公認会計士の樋口信夫氏を予定しております。

その下の米印のところに選任の理由を記しておりますけれども、樋口氏は、平成26、27年度に包括外部監査人の補助者、平成28、29年度に包括外部監査人として本県の監査に携わっておられます。監査の遂行に必要な識見を有している方と認められると考えております。

なお、契約締結に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、あらかじめ監査委員の意見を聞き、異論がない旨の回答をいただいております。

人事課からは以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の36ページ、議案第104号でございます。37ページの概要にて御説明いたします。

権利の放棄についてでございます。

これは、平成28年度の県立劇場等使用料1件について、使用の許可を受けた者の破産によりまして、今後回収の見込みがないため、4万9,970円の権利の放棄をお願いするもの

でございます。

以上、御審議のほどよろしくようお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、最初に一度立っていただき課名を言った後、座って説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○小杉直委員 秘書グループ課長に最初に、何ページだったかな。（「14ページ」と呼ぶ者あり）

熊本地震犠牲者追悼式事業ですが、これは政府から来るかどうかということが1点と、地下会議室とする理由、どうしてだろうかと思っておりますね。例えば、市民会館とか、その他公の場所でされずに、県庁地下でされるという理由は何だろうかと思っております、それをお尋ねします。

○横尾秘書グループ課長 秘書グループでございます。

まず、お尋ねの案内者の関係なんですけれども、今御案内は、各省庁の大臣、それから県関係の国会議員の方々、それから県議会の先生方、それから市町村長、それから市町村議長など、おおむね大体前回開催したのと同じぐらい、230名の方に御案内しております。もちろん、遺族の方にも、今市町村を通じて御案内をしているところでございます。

それから、もう一つの地下大会議室で会議する理由なんですけれども、昨年も地下大会議室で会議をいたしまして、1つ、キャパシティがちょっと気になったんですけれども、おさまりもできまして、警備上の理由もありまして、地下大会議室で開催するのが適当かなというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 わかりました。了解しました。

あと、よかですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○小杉直委員 防災センターに関係してちょっと何点か質問しますけれども、基本的には防災センター等々は、救命とか復旧の拠点ということで、非常に重要性があることは十分承知の上というか、それを基本の上に置いて質問しますが、さっきいただいたこの図面、これに場所の平面図はつけてあるかな。その場所に計画するということは。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

防災センターと県央広域本部の庁舎の合築の場所でございますが、基本的には県庁新館の北側を基本に、今後、設計の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 それと、先般の補正予算の審議のときに、防災センターについての審議はしましたかな。ちょっと私は覚えておらぬけど。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

補正の際には、この議論はしてございません。

○小杉直委員 今度、新年度予算で議論するならば、やっぱりこういう委員会には、どの場所に予定だというふうな図面、略図でよかけんですね、そぎゃんとはやっぱりつけるべきでしょうな。

それから、やっぱり県民の皆さんの感情とか、あるいは4万人になんなんとする被災の方の感情等、あるいは予算との兼ね合いからいろいろ考えてみますと、もちろんつくる必要はあつとでしようけれども、大体どのくらいの大きさですか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

防災センター、県央広域本部庁舎、合築で考えております。先ほど御説明しましたように、約1万平米が今の想定でございます。今後、財政当局等とも含めまして、できるだけ効率的にするために中身を精査していくという予定にいたしております。

○小杉直委員 普通、調査費を最初にするケースがよくあるわけですが、今度はもう設計費用が上程されたというふうなことにさっき資料では見ておりましたが、そういうふうなことでいった場合に、交付税措置もあるというふうな説明もありましたが、大体どのくらいの交付税措置があるのか、また、どういうふうな時期に、どういうふうな科目で来るのか、そういう面はいかがですか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

先ほどのA3の資料の下のほうに取り組みの効果等を書いておりましたが、その下のほうに米印で記載しております。

災害復旧事業債、これは、発災からある一定期間、できるだけ早くということなんでしょうけれども、その期間に事業を行った場合に認められるものでございまして、大体これは、交付税措置が、実際の財政規模によって変わりますけれども、47.5から56.2ぐらいで推計するものとして今考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 それはわかりましたが、それに付随しての土木事務所と農政事務所、これと一緒に作るわけでしょう。これに対する予算額はどぎゃんふうに考えてあると。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

今回合築する部分につきまして、できるだけ——私どもの県央広域本部庁舎というのは、両庁舎合わせますと7,300ぐらいの平米数になります。これを一般的な金額で考えますと、大体7,000平米ぐらいで、50億円程度上限ぐらいかなというふうに考えております。

これも、先ほど申しましたように、この面積、それから事業費等につきましては、今後精査して、できるだけ負担がないように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 そうすると、合わせると約100億前後ということになると思いますが、最初の話では、10階の防災センターを1階におろそうかというふうな話もありましたが、それをやめて屋外につくる理由と、それから10階の後をどうするのか、そういうことについてちょっと説明をお願いします。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

最終的に県庁舎内に防災センターを建てるというふうなことを選択した件につきましては、1つには、防災センターについて、国が定めます耐震の基準といたしますか、強さというものを求めるものがございます、建築基準法の耐震の1.5倍を確保するようというふうなのが1つございまして、現庁舎は、本館、新館ともにその1.5に満たっておりませんので、今後、災害復旧業務等を行うに当た

っては、堅牢な建物が必要だということを考えたのが1点でございます。

それから、熊本地震の際には、全国知事会、他県、それから自衛隊の皆様、通常の災害よりも多人数の方が見えられまして、いろんな活動調整をしていただきました。その際に、防災センターでは、隣の人の声が聞こえないぐらい人数ぎゅうぎゅうになりましたものですから、的確な災害復旧事務を行うに当たりましては、面積の確保が重要だということで、その面積を現庁舎の中に確保することが難しいということで、新たな建物の整備を結果として選択をさせていただきました。

○小杉直委員 今度つくる場所のところですね、北側。そこは、今はどういう部分を、どういうふうに潰すあるいは解体するんですかな。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

今新館の北側に庭園がございますが、そこを基本に考えています。まだこれが決定ではございませんで、どれが一番いいかというのは、その施工の方法、技術、それから額なども考えながら精査していきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 なら、もう最後に質問しますけれども、地震大国ですからね、いつ、いかなるときに、どういうふうな災害が起きるかわからないと。まだ布田川断層の新しい部分も発見されたり、日奈久断層もまだ動きがあるというおそれがあるし、あるいは緑川断層の問題もあるしですね。あるいは、ちょっと離れますけれども、南海トラフの大きな地震、津波もおそれがありますので、経験した熊本としては、防災センターをつくられるということは非常に重要で、貴重な価値があると思いますけれども、やっぱり県民の皆さん

の意見とか、あるいはまだ4万人の方が避難されたままというような、そういう方々の心理状態もよく兼ね合いを考えながら、ああ、必要だなというふうな、できるだけ理解をしっかりと今後とも求めながら進めてほしいと思いますが、その点については何か研究されましたかね。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

防災センターを今回整備するに当たりまして、今年度予算に検討費をいただきましたし、東北震災を受けた福島県さんですとか、先行している埼玉県さん、それから滋賀県さん、いろんな防災センターを先行して着手している都道府県がございまして、そちらに私も出向いてまいりまして、今の東日本大震災、それから熊本地震を踏まえたところで、防災センターの規模なり、例えば非常用電源の措置方法なり、その辺が順次変わってきてございますので、その辺もしっかり取り入れて、今後、熊本で——まあ、ないのが一番でございますが、発生した際に、県、市町村、国の関係機関が災害復旧事務に的確にできるように施設を整備してまいりたいと思っておりますが、先ほど財産経営課長が申しましたとおり、施工に当たりまして、できるだけ面積、縮減できるところは工夫をしながら、財源も、的確に国のいい財源を持ってきて、実質負担が限りなく少なくなるように工夫をしながら、施工5年を予定してございますが、その中でも随時検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○小杉直委員 なら、かなりあらゆる角度から検討されておるようですから、大体安心をしました。ありがとうございました。

○池田和貴委員 済みません、小杉委員の今の御質問に関連してなんですけれども、きの

う、東日本大震災から7年が過ぎました。東日本大震災でも、まだ仮設住宅に入居されている方がいらっしゃる状況ですよね。そういった中で、やはり福島県は、そういうまだ仮設にいる方がいらっしゃるけど、危機管理センター等を整備されているというふうに伺っております。

そういう意味では、今小杉委員のほうからお話がありましたように、本県も、いわゆる仮設の方がまだいらっしゃる状況で整備を表明したわけですが、福島県に視察に行かれたときに、福島県さんは、そういった状況と、いわゆる仮設でまだいらっしゃる状況にもかかわらずこの管理センターというふうにやられたわけですが、そういうときに、例えば福島県のほうでどういうふうな議論があつてこういうふうになったのかとか、その辺も何か聞いてこられておりますでしょうか。

○古森総務私学局長 総務私学局古森です。

実は、危機管理防災課も視察に行かれておりますが、私も、ことしの1月に福島県のほうには視察に参りました。そのときには、私は、財産経営課の所管という意味で、この危機管理センターと、こちらは県北振興局というのがやはり被災しておりまして、合築をされております。その合築という視点で視察をさせていただきました。

そのときのお話では、当時、福島県が、災对本部の庁舎が使えなかったと、いわゆる町村会に災对本部を設けなければならなかったという現実、そして近くにありました県北の振興局も被災して、その前から建てかえ議論はあつたけれども、そちらが被災して使えなくなったということで、あそこも大変厳しい状況の中ではありましたけれども、やはり今後何が起こるかわからない災害に対応するためには、早く建てるべきだ、そして、それも合築すべきだという議論に至ったということをお聞きしまして、私は、熊本県でもこのよ

うな取り組みを進めるべきだという印象を持って帰りました。

以上です。

○池田和貴委員 確かに、今おっしゃったように、災害は、本当いつ来るかわからないですよ。熊本地震も、まさにそういう状況でした。そういった意味では、やはり災対本部が機能しないということが、いかに県民に対して——まあ、見えない部分ですね。サポートできないかということは、今回の地震で明らかになったわけですね。特に、市庁舎等が被災をされた宇土市とか益城町なんかは非常に御苦労されたというふうに聞いておりますので、そういった意味では、感情に配慮しながら、やはり迅速に進めていく必要があるんじゃないかというふうに私も実は思っております。

そういった意味では、やはりまだ仮設の方がいらっしゃるという状況はしっかりと認識をして、説明責任を果たしながらそこをやっていくことが、知事が掲げられる県民の幸福量の最大化にも最終的にはつながっていくものじゃないかというふうに私は思っておりますので、やっていきたいと思っております。

また、つけ加えるならば、南海トラフの3連動地震も大変心配されていまして、そのときの九州の広域防災拠点というか、そのバックアップ機能を本県は果たさなきゃいけないわけでありまして、そういったことも考えると、本当にそういったバックアップ機能を果たす上でもこの防災センターは活用されると思っておりますが、その全九州の大規模災害のときにでも、本当にどういうふうに本県がやれるかということも検討された上で、ぜひ、その防災拠点センターの整備については、議論を進めていただきたいということを要望したいと思います。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 関連しますけど、よろしいでしょうか。

防災センターのことなんですが、100億円ということであります。県の一般会計の当初予算が、まあ今は地震が起きていますから8,000億を超えているというような状況でありますけれども、通常時は7,000数百億というところの中で、この100億円ってまあまあ大きな数字でありますから、これは、先ほど小杉委員がおっしゃったように、広く県民の方々に理解を得なければいけないというふうに思うんです。

私は、この時期とその費用のことについてお聞きしたいんですけれども、時期においては、防災センターにおいては、これまで台風被害であったりとか、また、噴煙被害とか、いろいろな災害の場面で機能を発揮してこられたと思うんですよ。また、今回の地震のときに、このように大きな災害があったときに、機能するにまだ足りないというようなことで、これから新設をされるというふうに思います。

また、この庁舎のことなんですけれども、これに関しては、この県土木もそうですけれども、総合庁舎も間借りして今業務をされていると思うんですね。そのときに、運営に係る経費が、これは家賃を含めていろんな経費がかかると思うんですけれども、これを——幾らかかるかは把握してないんですけれども、今この予算においては、127億が100億円ということで、この中で交付税の見込みが多分30億円ということだろうと思います。売却費が17億円で、実質53億円の負担額ということでここに載っておりますけれども、この比率が、防災センターと総合庁舎の建築に係るその負担額の比率はわからないんですけれども、恐らく20億以上がこの広域本部庁舎の構築に係る費用だと思うんですけれども、それ

だけあれば、どれぐらい家賃、まあ今から先、10年あるいは10数年を借りて運営できると思うんですけども、それと比較して、今やったほうがそのメリットがあるというような、そのような数字的な部分で——今ここでその数字をおっしゃる必要はないと思うんですけども、いずれ広く県民の方々にそれがわかるような形でお示しができる、そのようなお考えがあるか、これをお聞きしたいんですが。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

現在、熊本土木事務所、九州財務局の八王子分室のほうに間借りしています。ここにつきましては、国の御厚意もありまして、無償で借りているところでございます。

ただ、どうしても、使えなかったところを使うような形にしたものですから、改修費もかかっています。それは1億も2億もかかっているわけじゃありませんけれども、費用がかかっております。

今、実は、災害復旧事業債ということを利用してということで計算いたしておりますけれども、これが一般単独、普通の通常の起債でございますと、交付税措置のないものになりますので、その辺から私どもとしては、今やるべきだろうと、有利な起債のときである今がやるべきだろうと考えております。

また、先ほど説明いたしましたように、庁舎が大破と中破ということでございますので、来庁者の方々とか職員の方が——熊本地震みたいに、夜地震が起こったときはよかったわけですよ。今回人的被害はなかったわけですけども、これが昼間起きたときは、もっと被害が出てきた可能性もありますので、やはりできるだけ早くやるべきだろうと思います。

一応、この辺の数字等につきましては、またこれからできるだけ実質負担が減るような

形になるように精査してまいりますので、その辺の形をお示しできればと思います。

○中村亮彦委員 高い交付税措置の起債をかけられるというようなこと、これはもちろん大きなメリットだろうというふうに思います。そして、ここの表にありますように、実際は127億かかるところが100億というような、こういうこともお示しされておりますので、これは、いろんな今までどうやっていいかというようなことで、メリットとデメリットを見ながら、そして最終的にここに着手されたんだというふうに思いますので、しっかりと今やるその意味とそれから費用負担の件、これがいかに今やったほうが有利かというようなことを、広く県民の方々にしっかりとお示しをしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○岩中伸司委員 いろいろ説明いただきましたこの防災センターの必要性は、私も十分、皆さんと同じような認識ですけども、ちょっと事務的なところのようですけども、ちょっとお尋ねしたいんですが、今の説明では、防災センターの新施設が6,600平米ということをおっしゃいましたが、それぞれ執行部も努力されて、福島、埼玉、滋賀、この管理センターの写真はここにありますが、それぞれでやっぱり防災センターのような形があると思うんですが、その面積というのはどれぐらいになっているんですかね。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先行県何県か見てまいりましたけれども、各県さんの事情がいろいろ異なっております、5,800平米、5,700平米、6,000に近い面積を持っていらっしゃるのと、3,000平米台で、そのの現庁舎の空きを使ったりとか

するところがございまして、各県さんの並びということで、全てではございませんけれども、規模的に6,000に近い面積でつくられているところが先行県でございましたので、我々のほうも、積算した結果がそういったこともございましたので、先行県を見た限りでは相当の面積かなというふうに理解をしております。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

特に福島なんか、具体的に災害を目の当たりにしたところですので、いろいろ県によって事情も違うと思うんですが、大体そういうのを精査されて6,600平米ということですが、今本手狭のように私も感じるんですが、10階はどれぐらいの平米になっていますかね。どこか資料はあったと思うんですが。

○宮本危機管理防災課長 10階の危機管理防災課と消防保安課の執務室、それから通信機材がある部屋、それから情報収集する部屋、それから災害対策本部室、それから北側のほうに地震研修室で今執務室を使っておりますが、その辺を足し合わせますと1,000平米程度でございます。

○岩中伸司委員 1,000平米とすれば、今回は6,600ですから、かなり充実したというか、広過ぎるなという感じも私は今、今の現状1,000平米って聞いたら、これは6,600も要っのかなというのが素人の思いです。

ただ、災害に対する適応はきちっとしなきゃならぬという専門的な積み上げの中でこうなったと思うんですが、先ほどから言われるように、これは県民が、ああ、なるほどなということになるのかなという心配を改めてするところですけども、それはこれからもしっかり努力をしながら、私は、やっぱり一刻も早くこういうセンターを、機能できるようなところを持つということは大事なこととい

うふうに思います。

それぞれ県の土木事務所、農林部、税務部と一緒にいるんですが、これはもう常識ですが、防災センターを1階にして、あとは2階か3階までなるんですかね。ちょっとそこだけ。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

まだ階数的なものは、余り明確に、精査していきますので、今後になっていきますけれども、熊本地震の反省を受けまして、防災センター機能はできるだけ低層階に持っていくという方向で考えたいと思っております。

○岩中伸司委員 当然、防災センターは1階にというのは基本だと思いますので、ぜひ県民が納得するような形で進めていただきたいというふうに思います。

○松野明美委員 私も、済みません、もう少し関連でお聞きいたします。

メリットはかなりわかりました、コスト削減とか。考えられるデメリットがありましたら、また教えてください。

そしてもう1つ、熊本地震では、阿蘇くまもと空港に近いグランメッセが避難所や備蓄の拠点となった経緯がありますが、コストがかかっても防災センターにふさわしい場所がほかにあるのかどうか、そこを説明してください。お願いいたします。

○宮本危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

防災センターの場所という観点からしますと、災害復旧、応急復旧なりを行う場合に、防災センターだけが災害対策本部ではございませんで、災害対策は、例えば健康福祉部、それから土木部、農林部、いろんな部署と職員総出でやります。災害対策本部会議自体は

防災センターで行いますけれども、県庁執務室の中で災害復旧事務を行う関係もございまして、県庁執務室に可能な限り近いところが防災業務を行うに当たってはベストと考えておりまして、今回、県庁敷地内ということで結論をつけさせていただきました。

○増永慎一郎委員長 もう1つ何かあったな。

○松野明美委員 デメリット、考えられる。

○宮本危機管理防災課長 デメリットの点につきましては、我々、十分検討してまいりましたので、今のところはデメリットということで特段思い当たるのはございませんが、さらに5年間かけて整備してまいりますので、デメリットが考えられる場合には、それを消し込んでいくということで検討してまいりたいと考えております。

○松野明美委員 先ほど池田先生もおっしゃったんですけれども、やはり熊本地震を経験した熊本ができる重要な役割というのがあると思います。阿蘇くまもと空港には、全国5カ所の広域防災拠点の一つとして、たしかことし3月か何かに選ばれるというのもお聞きしておりますし、熊本県の総合防災航空センターもつくられているということなので、私自身は、できれば阿蘇くまもと空港により近い、隣接した場所のほうがいいのかなというイメージがちょっとあったものですから。説明はよくわかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 44ページ、違う質問でいいんでしょ。

○増永慎一郎委員長 はい、大丈夫です。

○河津修司委員 ふるさとくまもと創造人材奨学金制度、これはちょっとまた詳しく、きょうでなくても、後でお知らせ願いたいと思うんですが、その中で1つだけ、来年度事業の中では、ただ候補というか、そういったことでエントリーを募るということで、今年度卒業した方たちは対象にはならないということですね。2年後から対象になるということですか。

○沼川企画課長 企画課でございます。

今のその点につきましては、委員からのお話のあったとおりで、今から民間企業等と細かな制度設計に向けての打ち合わせとか、御相談をこちらから差し上げて、詳細は詰めていきたいと思っております。

その関係もありまして、もともと、もう今の4年生は就職活動に入っております。というか、今はまだ3年生ですけども、既にもう就職活動に入っております。そうすると、もう民間企業との接触も既に始まっておりますので、通常でいきますと、きちんと企業を知るまでの期間をとれるという意味で、来年度の3年生を対象に始めたいと考えております。

ただ、御説明の中でもちょっと申し上げましたが、企業との接触をやる中で、例えば奨学金出してでも今度の4月からの4年生を採りたいという声が強いようでありましたら、ちょっとまた議会のほうにも御相談させていただいて、前倒しということも検討したいと思っております

○河津修司委員 前倒しでぜひお願いしたいという声も出てくるかなと思うから、その点については柔軟に対応していただきたいと思えます。また、これは詳しく後で知らせていただきたいと思えます。

それから、34ページの認定こども園の施設

整備事業、この事業は、ことしは何件ぐらいを予定していて、全体的にどれぐらい認定になっていくと予定されているんですか。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

今年度につきましては、8市町村、12園を予定しております。

以上です。

○河津修司委員 いや、まだこの後、今から認定を受けるといふか、まだ整備をしなくちゃならない町村とか件数とか、そういったことはまだわからないわけですか。

○塘岡私学振興課長 毎年度需要調査をしまして、その結果に基づきまして、そのときの年の予算を計上しておりますので、今後そのような園が出てきましたらば、それに応じて予算のほうは計上してまいりたいと思います。

○河津修司委員 わかりました。

それから次、38ページの消防指導費、新しい事業で、消防体制強化推進事業ということで900万ほど出ておりますが、具体的には、どういったことで推進、充実強化、何か資材を補助するとかいうことじゃなくて、どういったことでやろうと思っているんですか。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

ただいま御質問のありました、新しく500万で加入促進事業というのを実施する予定にしております。これは、総務省消防庁の委託調査事業でございます、今それに手を挙げさせていただいております。

主には、各企業あるいは学生等々をターゲットといたしまして、消防団の底上げを図っていくということでございまして、企業、学

生、大学あたりと連携をしながら、今消防庁あたりがお示しをしている大規模災害に備えた消防団員ですとか、本団員ではなくて、その機能別をカバーするような消防団員を拡大していければというところで想定をしております。

○河津修司委員 消防団の経験からいくと、大企業とか学生が消防団に、機能別とか何かで入団するというのを想定しておるんですか。

○門崎消防保安課長 はい、御指摘のとおりでございます。

○河津修司委員 そうなると、学生とかいったら、地元の消防団、大学とかがある、その地元の消防団に入団するというのを想定しているんですか。

○門崎消防保安課長 基本的に、県内に今大学、4校、5校ございますけれども、今実際活動しておりますのは、熊本市の消防団といたしまして、熊本大学ですとか県立大学ですとか、その学生が機能別の分団員ということで、先般の熊本地震におきましても、避難所で物資の仕分けですとか、そういった活動を今実施しているところでございます。

○河津修司委員 都市のほうの消防団員が少ないという理由かもしれませんけれども、地方も、なかなか消防団員、定数割れをどこでも来しているわけなんですよ。そういったことを考えると、それだけでいいのかなという感じはするんですが、どうですか。

○門崎消防保安課長 企業、学生だけではなくて、それぞれいろいろ地域でも、少子化ですとか就業構造の変化とかいう形で、昨年も、熊本が全国で一番消防団員数としては減

少しておるといような状況でございますので、そこは幅広にまた検討していきたいと思っております。

○河津修司委員 大災害があった後に消防団員が減るというのもちょっとどういうものかなという、逆に、そういったとき意識が高まって入ってくるのが普通かなと我々は思うんですけれども、その辺のところは、しっかり消防団意識を高めるような、やっぱり県としても支援をしっかりとやっていただかないと、これは、大災害があった後に減るというのもちょっとおかしなものじゃないかなと思うわけなんです、まあいいです。何か答えますか。

○大村理事 今委員お話ございました消防団員の数の減少、過疎化等に伴うものですが、それでもなお熊本は、全国レベルで見ますと、絶対数として非常に上位にございますので、それにつきましては、当然、ベーシックな取り組みとして、消防団員の確保には努めてまいります。さらに、それに加えて、大規模災害のときに、自分にできる形で物資の避難所での支援とか、いろんな機能を担う団員をふやしていこうということで、もちろん核となる消防団員の確保は引き続きしっかりと、特に震災後若干減ったという状況もございまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○河津修司委員 よろしく願います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 49ページですね。特別委員会でもちょっと触れたんですけれども、空港ライナーについて、運営協議会というのがあるんですが、運営協議会というのはどういう

メンバーでつくってあるんですかね。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

空港ライナーにつきましては、熊本県、それから大津町、それから空港ビルディング株式会社、JR、それから空港環境整備協会のほうで構成をして、協議会を設置いたしております。

○岩中伸司委員 この協議会と試験運行、空港ライナーが無料でされているということは、関係ないという理解でいいですか。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

各協議会に対しまして、熊本県を初め、負担金を拠出しております。その負担金をプールいたしまして、協議会が一応空港ライナーの委託をタクシー協会のほうに行っているという状況でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、空港ライナー協議会へ県が負担金を納めている、その負担金から空港ライナーの運行を無料でしているという、運営をされているということですね。

○内田交通政策課長 はい、そのとおりでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、協議会で議論をされたので、これは、いろいろ自治体も、大津町も入っているし、空港ビルも入っている、JRまで入っているということですが、ここに対する——そうしたら、県としてのこの負担金の問題について意見を言うというのは、この協議会の中で発言されているわけですかね。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

負担金の使い道については、協議会の中で協議をいたしているところでございます。

○岩中伸司委員 私もちっと触れたとおりに、試験運行からずっと無料でやられているので、ここら辺は、やっぱり一定の料金を取らなければ県民は納得しないんじゃないかなと、そこに税金をただでやったらということではですね。そうしたら、関連するやつは、どんどん交通費は無料にせよということになってしまうような気がしますので、そこら辺どう考えていらっしゃるのかなと。永久にこういうことですかね。

○内田交通政策課長 現在、協議会の中で、大津町さん、JR等も含めまして、知事が昨年、これは一般質問の中でも答弁をされておりますけれども、空港ライナーにつきましては、単なる公共交通機関として捉えるのではなく、大空港の中における利用客の移動の利便性を確保し、顧客満足度を向上させるための空港のサービスの機能であるというふうに位置づけていると、その間、だから空港ライナーの無料運行を実施しているんだという御説明に対しては、関係の市町村さんにおきましても御了解をいただいて、ぜひこれはやっいていこうと。特に、リムジンバスを初め、九州産交さんとかとも意見交換を行っておりまして、九州産交さんのリムジンバスも順調に推移をしているところでございます。お互いに、きちっとこれは利用者の選択肢をふやしていくということで頑張っていこうじゃないですかということで話し合いも円滑にやっているとところでもございますし、当面はこの方針をもって臨みたいというふうに考えているところでございます。

○岩中伸司委員 考え方はわかりましたが、

私は、やっぱりそれはサービスの一環でやられているというところについて、いろんな交通機関とも協議された結果だというふうなことですけれども、どうも納得いかないというふうな思いでいます。

サービスという言い方がいろんな面で出されていますけれども、これはサービスというのは、何か全くのその人に対するやつを全面的に100%近くこちら側が出してやるというふうなことになるような感じがするので、やっぱり一定のところ、当初出された試験運行という原点に戻ってほしいなというふうな思いでいます。まあ、後はいいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 済みません、条例のほうで、今回、国際スポーツ大会推進部をつくるということで条例が出ているんですが、規模的には大体何人ぐらいになりそうですか。たしか、あれはありましたですかね。

○平井人事課長 人事課でございます。

今回の部の設置でございますけれども、想定しております規模が、県職員でおおむね30人若干出るぐらいというふうに考えております。

実行委員会としては、これに熊本市さんあるいはほかの市町村からも応援が参りますので、全体で60名を超える規模ということでの体制になると考えております。

○池田和貴委員 わかりました。

60名規模になるということで、今回も、冒頭の知事の議案の説明の中でも、この大会は絶対成功させるんだということを知事がおっしゃいました。

その中で、やはり知事のその大きな強い思い、それは今回の議会の本会議の代表質問、一般質問の中でも繰り返し表明をしていただ

いたわけですが、しっかり知事がそうやって旗を掲げたときに、その旗を掲げたものを実現するためには、やっぱりスタッフが、いわゆるそれを実行に移すスタッフというのは非常に必要だというふうに思うんですね。

そういう意味では、その人数が本当にそういった意味で十分なのかどうなのかというのは、今私はわかりませんが、しっかりとやりながら、今まで経験したことのないような大きな大会を2つ続けてやるわけですから、柔軟にやっぱり対応できるように、そこは考えていただきたいというのが1点あります。

それとあわせて、せっかくやっぱり世界24カ国が来る、また、国際的には、今回、これに合わせて観光とかそういったものも、欧米までにその広報を広げて、なおかつ、この大会の後のレガシーとして、今までの運営をした後続けていこうというふうにやっていこうとした際に、今までも言われてきたことなんですけれども、熊本県は、観光とかに携わる、いわゆる組織的な部分が脆弱じゃないか、または人の数が少ないんじゃないか、これは本庁の職員だけじゃなくて、外部の組織体制も他県に比べて少し貧弱じゃないかというのは、今までも議会の中で何回か取り上げられてきたところなんですけど、せっかくのこの機会なので、こういったOJTをやっていくことは、組織としても、当然、そのいわゆるいろんな情報だとか人脈というのは組織としてもできていくんですが、個人にやっぱりそれはおさまっていく部分は多いんですよ。

そういった意味では、ある意味大変だとは思いますが、今回のことを考えて、少し組織的な、また、人的な部分というものももっと拡充することも視野に入れて考えるべきじゃないかというふうに私は思っているんですが、これは方針的な話なので、ぜひ部長、企画振興部長か総務部長か、また、知事

公室長かわかりませんが、どなたが答えていかかわからないんですけども、それについてどうお考えなのか、ちょっと考えをお聞かせいただければと思うんですけども。

○池田総務部長 今スポーツ大会の、特に人員の配置と組織の拡充という話がございました。

今回も、今まさに組織の検討、来年度の人事の配置を検討していますが、そういった中で、過去の大会の事例も参考にしながら、必要な人員と優秀な人材を確保できるように、今努力をしているというところでございます。

これについては、絶対に成功させる必要があるという知事の強い思いもございまして、来年度改正に向けて、その辺の人員配置、組織体制の強化をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 わかりました。

来年度以降はそうなると思うんですけども、ぜひ、やっぱりせっかくのこの機会ですね、貴重な経験ができることもたくさんありますので、そういったものをより多く次のレガシーとして引き継いでいけるように、ぜひ人事の政策も考えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○岩中伸司委員 条例の改正で、ページですら7ページかな。第68号、熊本県職員の分限に関する条例の改正ということで出されていますが、職員の意に反して降格、降号、それぞれ出されていますが、職員の勤務成績がよくないと認められる場合において云々ということですけども、この判断はどなたがされるんですか。

○平井人事課長 人事課でございます。

最終的には県としての判断ということになりますが、手続といたしましては、まず所属長の評価、また、その所属長の評価を受けて、人事課において各部との協議機関をつくっておりますが、判定機関がございます。そこでの意見を集約した上で決定していくという形になっております。

○岩中伸司委員 これは、手続はわかりました。ただ、私の考え方としては、私自身が勤務成績があんまりよくなかったものですから、対象になるなというふうな思いでいると、これはちょっと県職員もすばらしい人ばかりいるのということもあって、直接の所属長がやっぱり評価をするということ、これはどこでもそうだろうと思えますけれども、こういうことはやっぱりあっちゃならぬなというふうな思いでいるところです。説明はもういいですが、私は、この68号はちょっと納得いきません。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、ほかに質疑がなければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第45号、第48号、第56号、第60号、第66号から第77号まで、第103号及び第104号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○岩中伸司委員 委員長。一括じゃなくて、私の場合は、第45号、そして今申しました68号、それと75号、もっといろいろ聞きたかったんですが、これぐらいで。これは反対ということ、45号、68号、75号。

○増永慎一郎委員長 わかりました。3つです。

○岩中伸司委員 はい。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決の反対がありました議案第45号、第68号、第75号について、挙手にて採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第45号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第48号外14件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号外14件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

門崎消防保安課長。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

かねてより機体更新に向けて調達を進めて

おりました防災消防ヘリコプターの運用開始について御報告を申し上げます。

お手元のA4縦判のカラー刷り資料によりまして御説明をいたします。

上段2枚の写真が新旧の機体のものですが、名称、カラーリングとも現行機を継承しております。

既に1月末に納入をされておまして、現在、順調に習熟訓練を重ねているところであり、3月22日の就航式を経まして、来月4月1日からの運用開始を予定しております。

下段、ヘリサット装備につきましてですが、現行機のヘリテレに加えまして、通信衛星を介して映像を伝送するヘリサットを追加装備しており、多様な災害現場、状況下におきまして、情報収集、伝達が可能となります。

裏面をお願いいたします。

上段に、新機体の特徴としまして、進化、向上した機能を列挙しておりますが、これらによりまして、フライトの安全性や安定性、また、任務の効率性も格段に向上するものと期待をしております。

最後に、九州各県の状況でございますが、県導入の防災消防ヘリが5県で各1機運用されております。このうち、本県と大分、宮崎、鹿児島のおきまして、相互応援協定を締結し、定期検査等による運休時に相互に補完する体制を構築しております。

下段記載のとおり、長崎県ヘリが、平成30年中に本協定に加入する方向で調整をしております。また、佐賀県におきましても、平成33年1月にヘリの導入を予定しているところでございます。

その他、緊急消防援助隊のブロック訓練や合同訓練なども実施をしているところでありまして、安全運航を大前提といたしまして、九州各県との連携もさらに深めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてをごらんください。

球磨川の治水につきましては、国土交通省、熊本県及び流域市町村で球磨川治水対策協議会を設置いたしまして協議を続けておまして、去る2月20日に第8回球磨川治水対策協議会を開催いたしました。

協議会では、今後検討していく治水対策の組み合わせ案の検討方針及び現在球磨川流域で取り組んでおります対策の進捗状況について意見交換を行いました。

組み合わせ案の検討方針につきましては、検討対象とする対策を、引堤や河道掘削等の8対策としまして、中心対策案と補完対策案という考え方で組み合わせを整理し、それを安全度、概算事業費、おおむねの工期、実現性等の課題整理の軸ごとに評価を行うというものでございます。

今後、このような考え方で検討を行ってまいります。

なお、市町村からは、評価案の作成に係る期間や組み合わせ案の示し方についての質問、また、築堤工事着手への感謝等の意見が出されました。

今後、事務局である国と県で、有利と思われる複数の組み合わせ案と評価案を立案した上で、総合的な評価を行ってまいります。

報告は以上でございます。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

別添の阿蘇くまもと空港の創造的復興についてをごらんいただきたいと思います。

阿蘇くまもと空港のコンセッション導入につきまして、今後のスケジュールや、1月に国が公表いたしました実施方針等に関しまして御説明をさせていただきます。

上段の表でございますけれども、ことし1月17日に、国から実施方針が公表されました。今月中にも募集要項が公表され、いよいよ募集が開始される予定でございます。

審査は、来年度1年かけて行われまして、来年3月に新たな運営権者が選定される予定でございます。

審査は1次と2次がございまして、1次審査終了後2次審査までの間に、2次審査参加者と行います競争的対話と呼ばれるプロセスがございまして、その中で、県も、直接意見交換を行う機会が設けられています。この場を有効に活用いたしまして、県の施策や取り組み、大空港構想の考え方などをしっかりと民間事業者へ伝え、魅力的な提案を引き出してまいります。

次に、下の表でございますけれども、1月17日に国が公表しました実施方針に掲載された主な項目でございます。

国内線・国際線一体化ビルの平成34年度中の供用開始や、中ほどに記載をしております大空港構想Next Stage実現への協力、それから審査委員会の委員に県の代表者が選定されることにつきましては、昨年6月に公表されました基本スキーム案から引き続き掲載をされているところでございます。

基本スキーム案からの変更点を赤書きで示させていただきます。

まず、現在の国際線ビルにつきましては、新ビル供用開始後、転用の希望がない限り、撤去することが前提となりました。

国際線ビル、全体で5,000平米程度でございますが、このうち3分の2を占めます税関等の国の官庁所有部分につきましては、国が撤去費を負担することもあわせて明記されております。

次に、事業期間でございますが、昨年6月の基本方針では、一括して48年とされていたところでございますけれども、民間事業者等の意向を酌みまして、今回は、当初33年、運

営権者の希望により15年まで延長できるとされたところでございます。

次に、運営権者が支払います運営権対価等の項目でございますが、滑走路等の運営を取得するための運営権対価については、仙台空港、高松空港と同様、0円以上とされたところでございます。

なお、熊本空港ビルディング株式会社の株式の取得対価につきましては、今後発表されます募集要項の中で公表される予定となっております。

最後に、一番下の関係地方公共団体との連携についてでございますが、公募手続終了後に運営権者と県が協議して決定することが明記されました。民間の意向を踏まえた連携体制を構築するという本県の考え方が反映されたところでございます。

具体的な連携策につきましては、運営権者が設置する、いわゆる経営諮問会議的な機能を持ちますアドバイザーボードなどへの参加や出資及び非常勤取締役の派遣、またはそれらを組み合わせた連携策などが考えられるところでございます。

恐れ入りますが、裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。

ターミナルビルに関してでございます。

新ビル建設期間中に使用します国内線別棟ビルは、上の写真の赤線で囲まれた位置に国が建設することになってございます。先般、この国内線別棟ビルの概略図が国から発表されたところでございます。

その下の概略図で示しております。ごらんいただきたいと思っております。

建物は平家建てで、おおむね5,000平米程度とされております。

青い枠がございまして、枠内の2つ目の丸でございますが、出発・到着旅客の処理に必要な機能につきましては、極力連続して配置し、限られた空間を有効に活用する配置とされております。

チェックインロビー、手荷物検査場、保安検査場などは、現状と同等の規模を確保することとされています。

なお、旅客のスムーズな航空機への乗降を確保するため、複数の搭乗橋、ボーディングブリッジでございますが、これの設置も検討されているところでございます。

物販・飲食機能につきましては、別棟ビル中央の2カ所に配置する計画となっておりますが、合わせて450平米程度と、現状の1,600平米と比較しますと狭くなっております。そこで、機能展開用地といたしまして、ちょうど別棟ビルの西側と南側に、赤い斜線で囲まれた部分でございますが、合計3,800平米の用地を確保し、運営権者の判断により、ここに物販・飲食施設等の整備、運用ができるようになってございます。

県としては、別棟ビル運用期間中であっても、旅客の利便性が確保されるよう、各種セミナー等で、関心企業に対しまして、この機能展開用地の積極的な活用について働きかけてきたところでございますし、また、国に対しましても、その活用が促されるよう要望してきたところでございます。

交通政策課の説明は以上でございます。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

情報化施策推進方針の改定について御説明差し上げます。

お手元には、推進方針の改定についてと、その方針の本文をホッチキスどめしてお配りしております。

説明は、1枚目の情報化施策推進方針の改定についてで差し上げます。資料のほうをごらんください。

まず、この推進方針については、1、策定目的及び位置づけにございますように、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法に基づき策定するもので、本

県の情報化施策の方向性を示すものになります。

具体の施策につきましては、毎年度ごとに情報化施策実施計画としてまとめることとしております。

推進方針は、めくっていただいた本文表紙にもありますとおり、平成25年度に策定いたしましたして、平成26年度に、マイナンバー制度の導入に向けた取り組みを追記する改定を行っております。

1枚目にお戻りください。

今回、2の改定の背景に記載されておりますとおり、平成28年熊本地震や2019年から20年に予定されております国際スポーツ大会、オリンピック、また、スマートフォン等の普及を通じてインターネット上に膨大なデータが流れる時代になるなど、技術の進展とそれに伴う社会情勢の変化、それから国の官民データ活用推進基本計画の策定などの動きを受けまして、見直すことといたしました。

その中身でございますが、3の基本方針のとおり、地域情報化と庁内情報化の2つの分野で進めてまいります。

地域情報化では、基盤整備として、無料公衆無線LANの整備を民間施設へ拡大してまいります。

ICTを活用した課題解決と地域活性化としまして、地震からの創造的復興の取り組みにICTを活用していくとともに、県の官民データ活用推進計画を策定しまして、データの活用を進めてまいります。

また、AI——人工知能、それからIoT——インターネット・オブ・シングス、いわゆるあらゆるものがインターネットにつながる、それからビッグデータ、これらを活用しました県内企業の新たなイノベーション創出の取り組み等を支援してまいります。

情報セキュリティの確保としまして、市町村のセキュリティ対策の支援、また、ICTを有効活用できる人材の育成としまし

て、産学関係団体と連携しました実践的な教育や研修の提供により、地域の人材育成を目指してまいります。

次に、庁内情報化では、行政データのオープン化を進めていくとともに、リモートアクセス等の導入による職員の働き方改革に取り組んでまいります。

また、ウェブアクセシビリティ、いわゆる高齢者、障害者の方々にも配慮しましたホームページでの提供や全庁的なセキュリティ対策の徹底にも努めてまいります。

4の推進体制でございますが、市町村、各種団体、大学、NPO、企業等と連携、協働して取り組んでまいります。

以上が内容となります。

なお、本方針につきまして、2月1日から3月5日までパブリックコメントを実施しましたが、意見はございませんでした。

推進方針の策定、公表は、3月末を予定しております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成29年度総務常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成いたしました。

それでは、説明をしたいと思います。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、2月議会閉

会後に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、西副委員長及び執行部と協議をし、当委員会としては、6項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも委員会審議により、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出した、いろんなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討等を進めておられますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げさせていただきました。

それでは、この案について何か御意見はありませんでしょうか。

○小杉直委員 こういう取りまとめは初めてじゃなかったですか。

○増永慎一郎委員長 いや、これは各委員会でさせていただいております。

○小杉直委員 立派な取りまとめをしていただいて、ありがとうございます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 1番に書いてある南阿蘇鉄道の早期復旧・復興についてで、対応状況とあるところでは、一部もう工事が始まったという文言は要らないんですか。

○増永慎一郎委員長 これは予算措置があったということは、先日予算措置はあっておりますので、これはちょっと訂正させていただいて、その辺の文言に関しては、ちょっと入れさせていただきたいというふうに思っております。

○河津修司委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 きょう、ちょっと間に合わなかったもので、その部分に関しては後でまた説明しようと思いましたが、ちょっとこちらのほうに一任をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、よろしいですかね。

○河津修司委員 わかりました。

（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんかね。

では、この案でホームページに掲載したいと思しますので、よろしく願いたいというふうに思います。

それでは、ほかに委員の先生方から何かございませんか。

○小杉直委員 その他に1点だけ。トイレ、大丈夫。手短にいきますけん。

益城町のまちづくりに対する担当課というか、担当部局はどこになるですかね。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

まちづくりについては、土地区画整理事業を初め、さまざまな事業の組み合わせで益城町が取り組んでおりますが、これについての技術的な助言については、土木部のほうで担当しております。

総務部といたしましても、やはりまちづくり系の事業については、財政負担が大きいということで、私たちも非常に関心を持って見ておまして、その負担軽減については、市町村課のほうで、町の状況を見ながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小杉直委員 なら、あとは要望にかえませんが、土木部と市町村課、総務部ですか、横の連携をしっかりとくださいよ。いわゆるチーム熊本の一角として、先般も、地方創生拠点整備交付金が、かなり全国第2位で取れたというふうに聞いておりますが、これも山川部長にちょっと個人的に聞きますと、チーム熊本の成果だということでしたが、まちづくりについては、しっかり県のほうは、関係部局で連携しながら、かつ、町側ともしっかり連携しながら、チーム云々でやってください。特に委員長の足元ですから。

そしてもう一点は、やっぱりつつい行政とか政治感覚でいろいろやっつけようとすることがあります。東日本あたりが、その経過の、何と申しますか、禍根、禍根まではないですけども、ちょっとミスマッチが出ておりますもんね。ですから、どうぞひとつ地域住民の意見をしっかりと取り入れながら進んでほしいというふうに要望いたします。

と申しますが、今度はどこの委員会にやられるかわかりませんので、最後の遺言じゃありませんが、よろしく願います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかに先生方からございませんか。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第9回総務常任委員会を閉会します。

午後0時41分閉会

○増永慎一郎委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、西副委員長を初め各委員の先生方の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。特に本年度は、熊本地震からの復興元年であり、復旧、復興に

係る課題を初めとする県政の抱える重要な諸問題につきまして、各委員におかれましては、終始熱心な御審議を賜り、本当にありがとうございました。

また、総務部長、企画振興部長を初め執行部の皆さん方におかれましては、委員会において丁寧な説明と答弁をしていただきまして、本当にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、今年度は、大村理事、それから本田政策審議監、金子会計管理者、きょうは来られておられませんけれども、監査委員事務局長の高山事務局長、また、小原首席審議員、また、中島議会事務局次長が御勇退をされるというふうに伺っております。長い間、県政発展のために御尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、退職されてからも、大所高所から県政発展のためにお力添えをいただくように、心よりお願いをいたしたいというふうに思っております。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さん方のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、委員長としての御挨拶にかえさせていただきます。

1年間ありがとうございました。（拍手）

○西聖一副委員長 私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、増永委員長のもとで委員会運営に努めてまいりました。各委員の皆様におかれましては、大変御指導、御鞭撻をいただきまして、ありがとうございました。

また、執行部の皆様におかれましては、常に真摯に対応していただきましたことを、心から感謝を申し上げます。

今後とも、皆様とともに、県政の発展のために頑張っていきたいと思っております。

1年間、本当に充実した委員会活動ができ

たと思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○増永慎一郎委員長 それでは、以上で終了いたしたいと思っております。

各委員の皆さん方、執行部の皆さん方、大変お世話になりました。ありがとうございました。

午後0時43分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長